

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年11月30日提出
【発行者名】	ユナイテッド投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 増田 雄輔
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8階
【事務連絡者氏名】	久保田 智之 連絡場所 東京都中央区新川一丁目17番25号 東茅場町有楽ビル 8階
【電話番号】	03-5542-7000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	マーケット・ニュートラル
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

マーケット・ニュートラル

（以下「ファンド」もしくは「当ファンド」といいます。）

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）ユナイテッド投信投資顧問株式会社（以下、「委託者」もしくは「委託会社」ということがあります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日¹の翌営業日の基準価額²とします。

基準価額は、販売会社または後記「照会先」にてご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

1 後記「（12）その他 取得申込受付」の日を指します。また、取得申込受付日当日が、後記「（12）その他 お申込み受付中止日」にあたる場合には、お申込みの受け付けはいたしません。

2 「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

(5)【申込手数料】

無手数料です。

(6)【申込単位】

最低単位を1口または1円単位として販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

平成21年12月1日から平成22年12月21日まで

(注) 上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社にてお申込みいただけます。

販売会社については、後記「照会先」の委託会社にてご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得のお申込みをされる方は、お申込み金額およびお申込み手数料（税込）を販売会社が定める日までにお支払いください。

振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、株式会社りそな銀行（信託契約にかかる受託者であり、以下「受託者」もしくは「受託会社」ということがあります。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として上記「(8) 申込取扱場所」と同じです。

ご不明な場合は、お申込みの販売会社または、後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は、以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

日本国以外の国・地域における募集

該当事項はありません。

申込証拠金

該当事項はありません。

クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

取得申込受付

販売会社の営業日¹の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までに受け付けたお申込み（当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行われるお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によって、受付時間等の取扱いが別に定められている場合は、そちらが優先されます。

1 後記「お申込み受付中止日」を除きます。

お申込み受付中止日

取得申込日が以下に該当する場合には、受益権の取得のお申込みはできません。（また、該当日には解約請求のお申込みもできません。）

・ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことがあります。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

信託金の限度額

受託会社と合意の上、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。また、委託会社は、受託会社と合意の上、限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドは、「追加型投信/海外/株式/特殊型（ロング・ショート型）」に属するものです。

下記は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載をしており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型 (ロング・ショート型)

・商品分類の定義

単位型・追加型	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型 (ロング・ショート型)	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

・属性区分表

投資対象資産 ¹	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式)) 資産複合	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・ オブ・ファン ズ	あり (フルヘッジ) なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート 型/絶対収益追求型 その他

1 収益の源泉となる資産ではなく、組入れている資産そのものについての属性区分を記載しております。当ファンドは、ファミリーファンドとして、投資信託証券を直接の投資対象としております。このため、上記属性区分表においては「その他資産（投資信託証券（株式）」に分類されており、商品分類表の投資対象資産とは異なります。

・属性区分の定義

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券 (株式))	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）を通じて、株式へ投資を行います。
決算頻度	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	あり（フルヘッジ）	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
特殊型	ロング・ショート型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

上記定義は社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp>）をご参照ください。

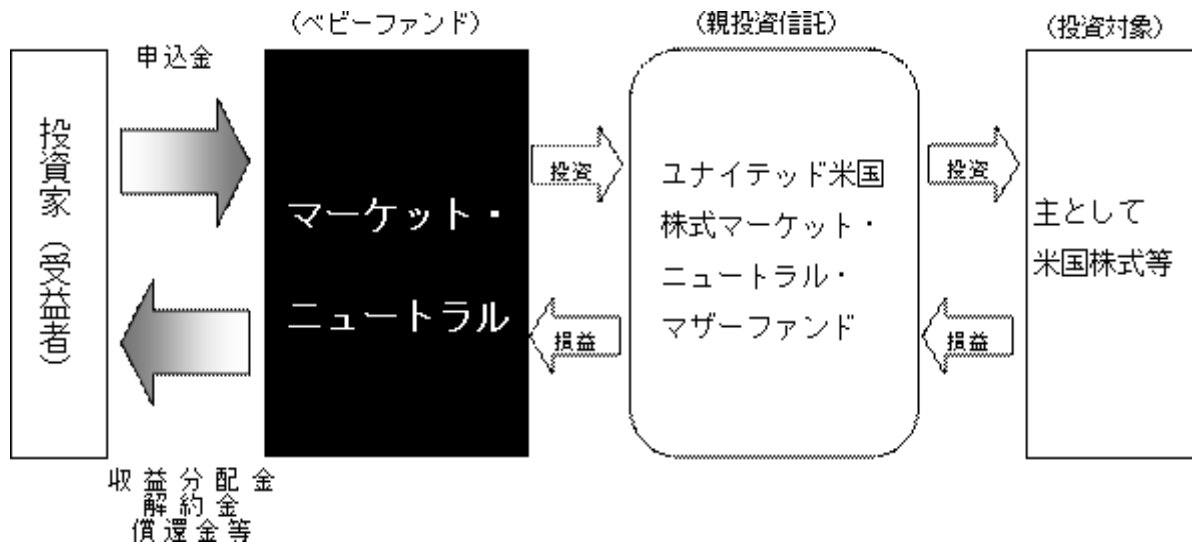
ファンドの特色

ファミリーファンド方式により運用を行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を親投資信託（ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド）の受益証券に投資し、その実質的な運用を親投資信託にて行う仕組みです。

また、親投資信託の運用の指図の権限につきましては、アナリティック・インベスターズ・エルエルシーへ委託をします。

ファミリーファンド方式



米国株式を主要投資対象とします。

魅力度の高い銘柄を買付け（買いポートフォリオの構築）、魅力度の低い銘柄を借株し、売り建て（売りポートフォリオの構築）を行い、株式市場の動向にかかわらず、安定的な収益の獲得を目指す「マーケット・ニュートラル戦略」を用いて、運用を行います。

買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築し、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益の格差のみを収益の源泉とする事で、米国株式市場の上げ相場・下げ相場にかかわらず、安定的な運用収益の獲得を狙います。

また、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。ただし、市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

マーケット・ニュートラル戦略について

マーケット・ニュートラルとは？

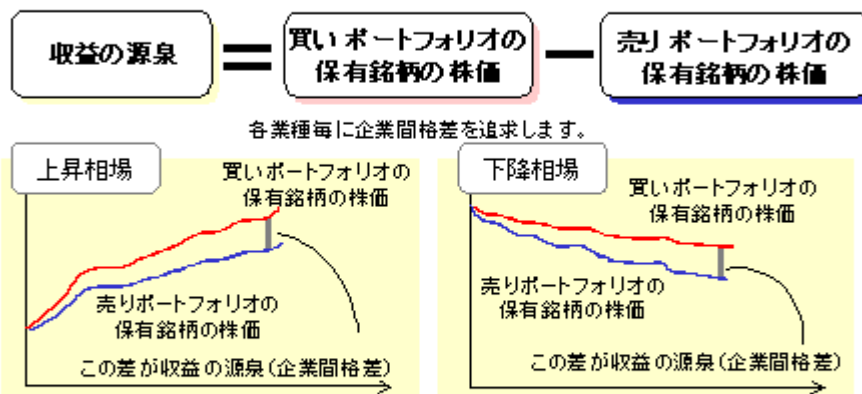
株式市場の動向にかかわらず、安定した運用収益の獲得を狙う戦略です(ニュートラル=中立)。買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額・業種配分を同じにすることで、収益の源泉を企業間格差のみに集約します。

運用目標

買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額構築することにより、相場状況にかかわらず、安定した収益の獲得を狙います。

収益の源泉

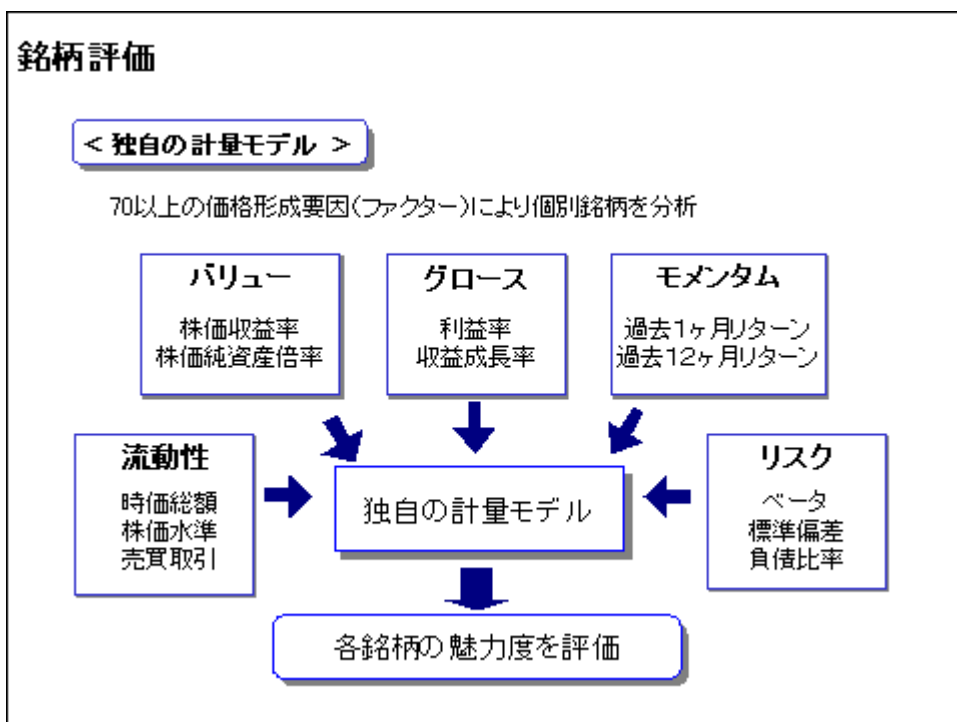
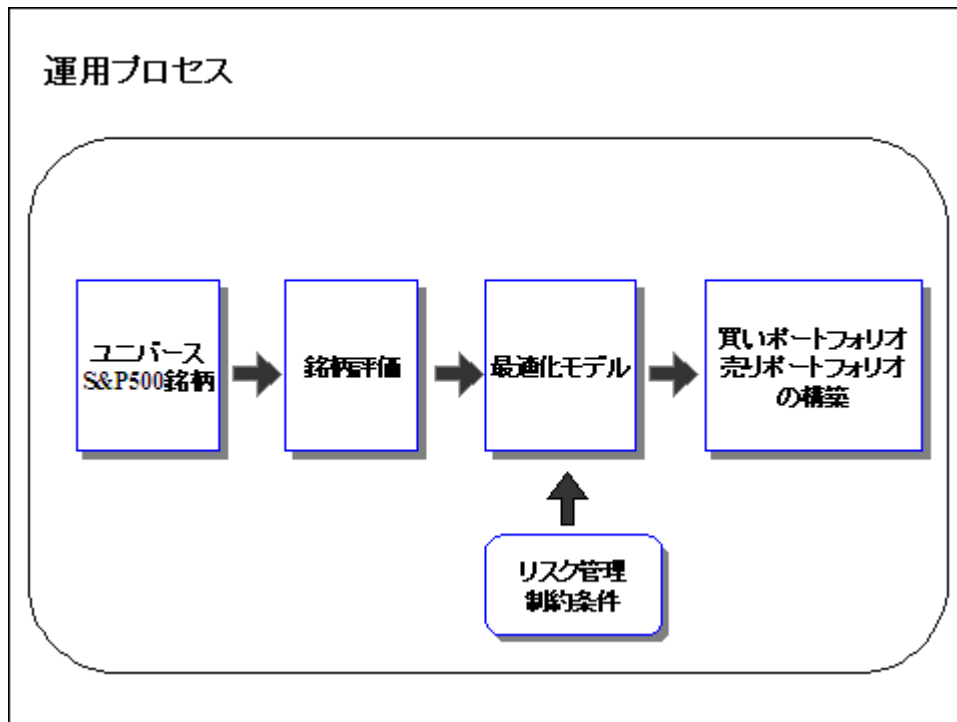
それぞれのポートフォリオが保有する銘柄の株価の差(企業間格差)が、収益の源泉となります。



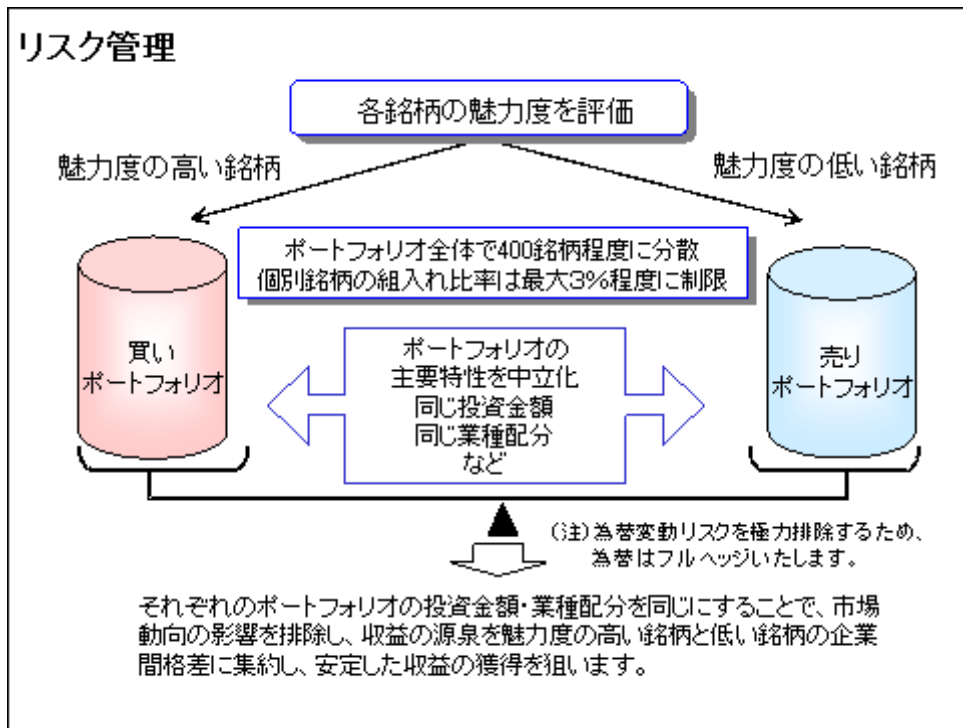
売りポートフォリオよりも、より魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組入れることで、上昇・下落相場にかかわらず、安定的な収益の獲得を狙います。

収益の源泉 = 銘柄間の魅力度の差 = 企業間格差

投資対象は米国株式市場でS&P500株価指数構成銘柄を原則とし、その全銘柄について、銘柄評価を行います。また、アナリティック・インベスターズ・エルエルシー独自の計量モデルにより、各銘柄の期待収益率を算出し、相対的魅力度を割り出します。



計量モデルで算出した期待収益率をもとに、魅力度の高い銘柄を買いポートフォリオに組み入れ、魅力度の低い銘柄を売りポートフォリオに組み入れます。常に買いポートフォリオに組み入れた銘柄の収益率が売りポートフォリオに組み入れた銘柄のそれを上回ることを目標とします。



ポートフォリオ全体として市場動向の影響を排除するために、両ポートフォリオの主要特性を中立化するよう以下の制限をかけて最適化を行います。

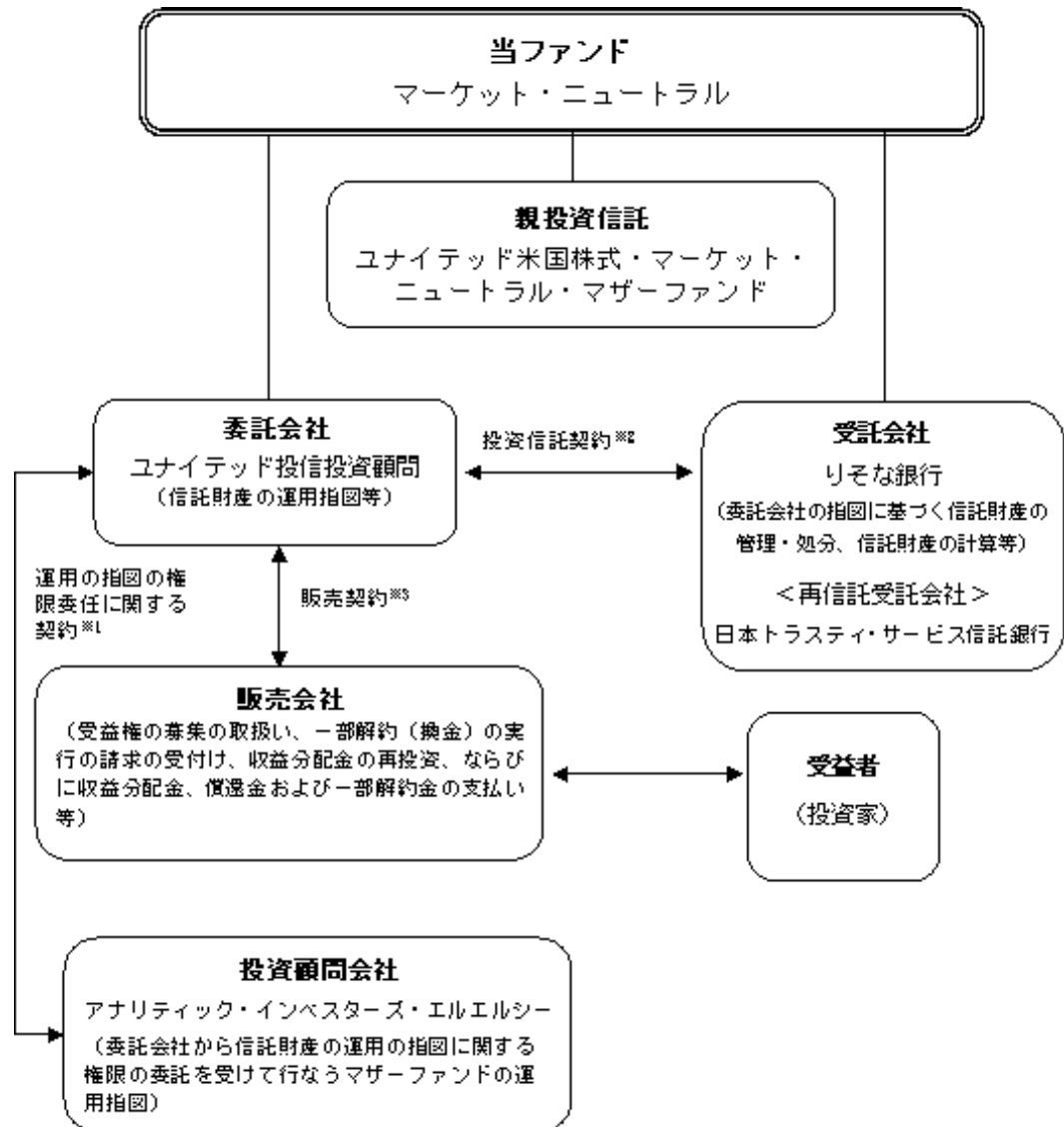
< 中立化のためのリスク制限 >

業種配分ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオのセクター配分をほぼ同じ
時価総額ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオの保有銘柄の時価総額分布をほぼ同じ
ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオのベータ値をほぼ同じ <ul style="list-style-type: none"> ・（ベータ）値とは ポートフォリオ全体の値動きが、証券市場全体のそれに対してどの程度反応し変動するかを示す数値です。例えば、ポートフォリオのベータ値が1.5という状況は、証券市場が10%上昇（あるいは下落）した場合はポートフォリオ全体は15%上昇（あるいは下落）することを示しています。
投資金額ニュートラル	買いポートフォリオと売りポートフォリオの投資金額がほぼ同額

これらの最適化を行うことにより、買いポートフォリオと売りポートフォリオの収益格差が、銘柄独自の要因から由来するように収益の源泉を限定します。銘柄間の相対格差のみに注目することによって、より確実な収益の獲得を目指します。なお、個別銘柄の組入比率は最大3%程度に制限します。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの関係法人



- 1 当ファンドの親投資信託の運用について、委託会社が信託財産の運用の指図に関する権限を投資顧問会社に委託するための契約、投資顧問会社が行う投資判断、発注等に関するルール等を規定します。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの、投資信託の運営方法や信託財産の運用方法、委託会社と受託会社等の権利義務関係、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 3 投資信託の販売等に関するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの、販売会社が行う受益権の募集、解約請求の受付等の業務内容に関する取り決め等の内容が含まれています。

委託会社等の概況

(A) 資本金 10億3,000万円（平成21年9月30日現在）

(B) 沿革

平成11年9月17日	米ユナイテッド・アセット・マネジメント・コーポレーションの100%子会社としてユナイテッド投信株式会社を設立。
平成11年10月26日	証券投資信託委託業の認可取得。
平成12年10月6日	オールド・ミューチュアル（U.S.）ホールディングス・インクの傘下となる。
平成16年1月20日	投資顧問会社として登録。
平成17年3月30日	日本アジアホールディングズ株式会社の傘下となる。
平成17年10月31日	投資一任業務にかかる認可を取得、ユーエイエム ジャパン インクから営業を譲り受けるとともに、会社名をユナイテッド投信投資顧問株式会社に変更。
平成19年9月30日	金融商品取引業者として登録。

(C)大株主の状況

(平成21年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
日本アジアホールディングズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目3番2号 郵船ビル5階	4,100株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、親投資信託である「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の受益証券を主要投資対象とします。親投資信託への投資を通じて、主として米国株式へ実質的に投資し、リスクを軽減しつつ、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。なお、内外の株式および債券等に直接投資することがあります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

(A)次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

(イ)有価証券

(ロ)デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第29条、第30条および第31条に定めるものに限り、）

(ハ)約束手形

(ニ)金銭債権

(B)次に掲げる特定資産以外の資産

(イ)為替手形

投資の対象とする有価証券

(A)委託者は、信託金を、主としてユナイテッド投信投資顧問株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結されたユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド（以下「親投資信託」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1．株券または新株引受権証券

2．国債証券

3．地方債証券

4．特別の法律により法人の発行する債券

5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9．資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10．コマーシャル・ペーパー

11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）お

よび新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前第1号から第11号までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(B)委託者は、信託金を、前記(A)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

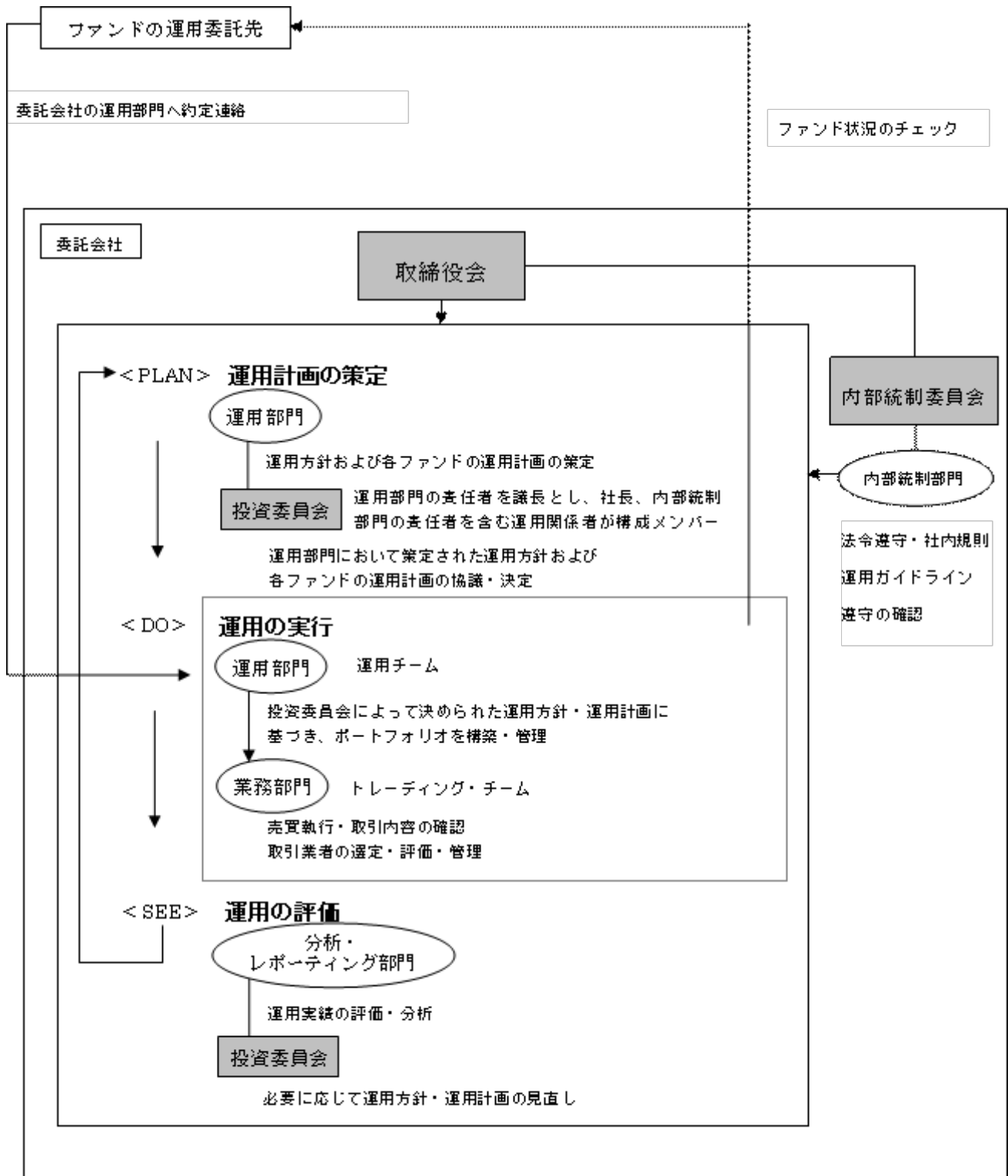
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3)【運用体制】

委託者は、ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの信託財産の運用に関し、運用の指図権限をアナリティック・インベスターズ・エルエルシーに委託しますが、ベビーファンドである当ファンドの信託財産の運用管理については、ファンド設定者である委託者がマザーファンドへの投資額の決定及び投資比率の維持・管理を行います。なお、当ファンドのマザーファンドへの投資比率は、原則として高位を維持するものとします。

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用組織、内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関連法令および社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連社内規程を遵守しております。

- ・投資信託委託会社の業務に係る業務方法書
- ・投資信託委託業務運営規程
- ・投資委員会運営規程

- ・ポートフォリオの設定・管理と発注に関する規則
- ・業者選定に関する規程
- ・引値保証取引に関する規則
- ・内部者取引等の防止及び役職員の自己の計算で行う取引等に関する規程
- ・株主議決権行使に関する取扱い規程
- ・投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則

運用を担当する運用部門（3名程度）、顧客とのリレーションを担当する営業部門（6名程度）、商品開発および有価証券届出書・目論見書等の作成を担当する企画部門（5名程度）、ファンド計理・トレーディングを担当する業務部門（8名程度）、運用実績の評価・分析・情報開示（レポート・法定運用報告書）を担当する分析・レポート部門（7名程度）ならびにコンプライアンス・内部監査を担当する内部統制部門（2名程度）は、当社規程に従って、業務を分担し、かつ相互に牽制機能を果たすことによって、全体として質の高い運用サービスを提供しております。

ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

ファンドの受託者（信託銀行）については、受託者が特定の信託銀行に偏ることを避け、信託銀行間の競争を通じた適切な受託サービス水準の確保と適切な受託者報酬水準の維持に努めております。

ファンドの運用を再委託する場合においては、「投資運用業に係る業務の第三者への委託等に関する規則」に基づき、再委託先運用会社の運用能力のみならず、信用力、業務執行能力などについても定期的なモニタリングによる調査を行い、自社運用ファンドと同様に当社がすべての受託者責任を果たすことができる体制を整えております。

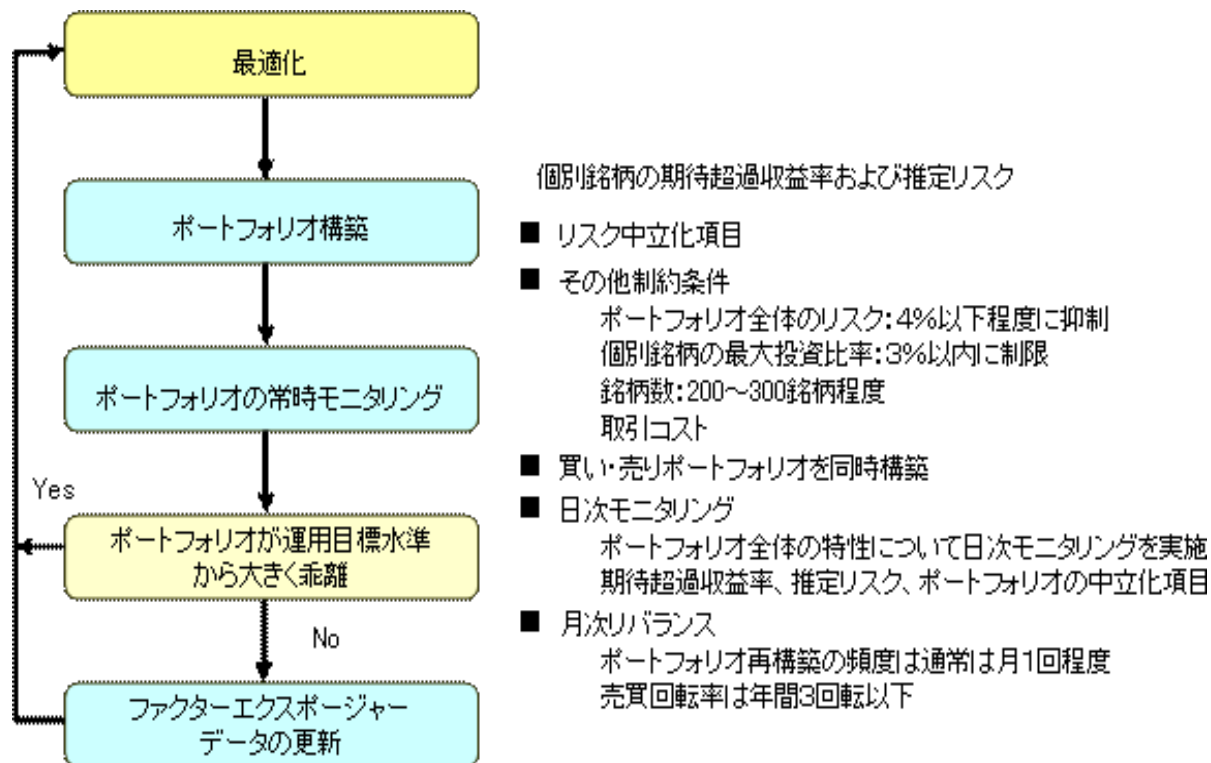
上記の運用体制は、平成21年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

[マザーファンド（ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド）の運用体制]

当ファンドが主要投資対象とするユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドにおいて、委託者から運用の指図に関する権限の委託を受け、アナリティック・インベスターズ・エルエルシーが以下の体制において信託財産の運用の指図について意思決定を行います。

< アナリティック・インベスターズ・エルエルシーの運用体制 >

個別銘柄の1ヶ月後の期待超過収益率、リスク制約条件、予想取引コストを入力し、ポートフォリオの最適化を図ります。



(4) 【分配方針】

年2回の決算日（毎年3月20日および9月20日、ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り分配を行います。

- (A) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）の全額とします。
- (B) 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- (C) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (A) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（実績報酬を含みます。以下同じ。）および当該信託報酬に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (B) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 【投資制限】

当ファンドは約款において、以下の投資制限を設けております。

(A) 投資する株式等への投資比率の制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。

(B) 外貨建資産への投資制限（運用の基本方針2．運用方法(3)投資制限）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

(C) 投資する新株引受権証券等への投資制限（約款第21条第4項）

委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(D) 投資する投資信託証券への投資制限（約款第21条第5項）

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券以外の投資信託証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

(E) 投資する株式等の範囲（約款第24条）

(a) 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(b) 前記(a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

(F) 同一銘柄の株式等への投資制限（約款第25条第1項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(G) 同一銘柄の新株引受権証券等への投資制限（約款第25条第2項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の5を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(H) 同一銘柄の転換社債等への投資制限（約款第25条第3項）

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と親投資信託

の信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

(I)有価証券の貸付の指図および範囲（約款第32条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

(イ) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(b) 前記(a)の各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(c) 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(J)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（約款第33条）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(K)信用取引の指図範囲（約款第26条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(L)有価証券の空売りの指図および範囲（約款第27条）

(a) 委託者は、信託財産において有しない有価証券または第28条の規定により借り入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売り付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

(b) 前記(a)の売付けの指図は、当該売付けに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の売付けに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(M) 有価証券の借入れの指図および範囲（約款第28条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(b) 前記(a)の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該借入れに係る有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該借入れに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。

(c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

(d) 前記(a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

(N) 先物取引等の運用指図（約款第29条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。

(b) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(c) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等における金利に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

(O) スワップ取引の運用指図（約款第30条）

(a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(d) 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(P) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（約款第31条）

- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- (d) 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認められたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (Q)外国為替予約の指図（約款第34条）
- (a) 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 前記(a)の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) 前記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (R)資金の借入れ（約款第42条）
- (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日、解約代金入金日もしくは償還金の入金日までの期間（ただし、当該期間は5営業日を越えないものとします。）とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- (c) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<参考> 親投資信託の投資方針および概要

「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の概要

(1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期成長を目指して、積極的な運用を行います。

(2) 投資対象

主として米国株式のうち、主な市場で取引される銘柄、米国S&P株価指数先物を主要投資対象とします。

(3) 投資態度

「マーケット・ニュートラル」という運用戦略を用い、主として米国株式の中から、企業の収益性、成長性および安定性等を総合的に勘案して銘柄選定を行い、高ランク銘柄をロング（買付け）、低ランク銘柄を借株し、同時同額のロングおよびショートのパポジションをつくることにより、米国株式市場の騰落および金利の動向に関わりなく、安定的な収益獲得を目指します。

S&P500株価指数構成銘柄についての期待収益率を独自の計量モデルで予測し、業種、投資金額、時価総額、ベータ値等のリスク特性管理を行い、徹底したリスク管理のもとで、個別銘柄リスクのみを付加価値の源泉とすることにより絶対リターンを目指し、信託財産の成長のため積極的な運用を行います。

米ドル建てのポートフォリオに関して、為替フルヘッジを行うことにより為替変動リスクを回避し、安定的な収益確保を行います。

運用指図に関する権限は、米国の投資顧問会社であるアナリティック・インベスターズ・エルエルシーに委託します。

外国株式の組入比率は原則として高位を保ちます。ただし、資金化への対応や投資環境を考慮した上で委託会社が適切と判断した場合には、機動的に対応する場合があります。

転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、新株引受権証券および新株予約権証券等（外貨建てを含みます。）に投資する場合があります。

資金動向や市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

有価証券先物取引等を行うことができます。

スワップ取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(4) 投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の

純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合は制限を設けません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

有価証券先物取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行います。

スワップ取引は、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡し取引および為替先渡し取引は、当該取引の決算日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

親投資信託は、当ファンド同様に、投信法による投資制限に従います。

3【投資リスク】

(1)投資リスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは、マザーファンドへの投資等を通じて、実質的に株式などの値動きのある有価証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）等に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。

当ファンドおよび当ファンドが投資するマザーファンドの基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券等の価格変動リスク

当ファンドは株式等を中心に値動きのある有価証券等に投資します。当ファンドの基準価額は、組入れる株式等の価格変動の影響を受けます。株式等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式等の発行企業の経営状況等の変化により、下落することがあります。その結果、当ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産へ投資しますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合にはファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、当ファンドは、原則として為替ヘッジを行ないませんが、為替ヘッジを行なうにあたっては、ヘッジコ

ストが発生します。また、為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。なお、ヘッジコストとは、為替ヘッジを行なう通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合には、この金利差の分だけ収益が低下することになります。

流動性リスク

組入有価証券を売却あるいは取得しようとする際に、市場規模や市場動向によっては、組入証券が当初期待される価格で売却あるいは取得できない可能性があります。このような場合、基準価額が値下がりする可能性があります。

デリバティブ取引等のリスク

当ファンドは、有価証券先物取引等を利用することがあります。当該デリバティブ取引等は、国内外の経済、政治情勢などの影響を受け変動します。当ファンドにおいては、デリバティブ取引等の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

カントリーリスク

外貨建て資産に一部投資しておりますので、その国の政治、経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

解約による資金流出に伴うリスク

一部解約金の支払資金を手当てするために、ファンドの組入有価証券等を大量に売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模や市場動向によっては、当初期待される価格で売却できないことがあり、当該取引によりファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

また、ファミリーファンド方式による運用は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

ファンド運営上のリスク

(A)取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

(B)信託の途中終了

委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

(C)運用の外部委託

マザーファンドにおいて、運用を海外の投資顧問会社に委託しております。当該投資顧問会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合が

あります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

(A)販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込み代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

(B)受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社の格付けが低下した場合やその他信用力が低下した場合には、為替取引等の相手方の提供するクレジットラインが削減される可能性があり、その結果、当ファンドの運用に支障が出る可能性があります。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

ファンドの収益分配金は、収益分配方針に基づいて、委託会社が決定します。

委託会社の判断により、基準価額の水準、市場動向等、分配対象収益の水準によって分配を行わない場合があります。

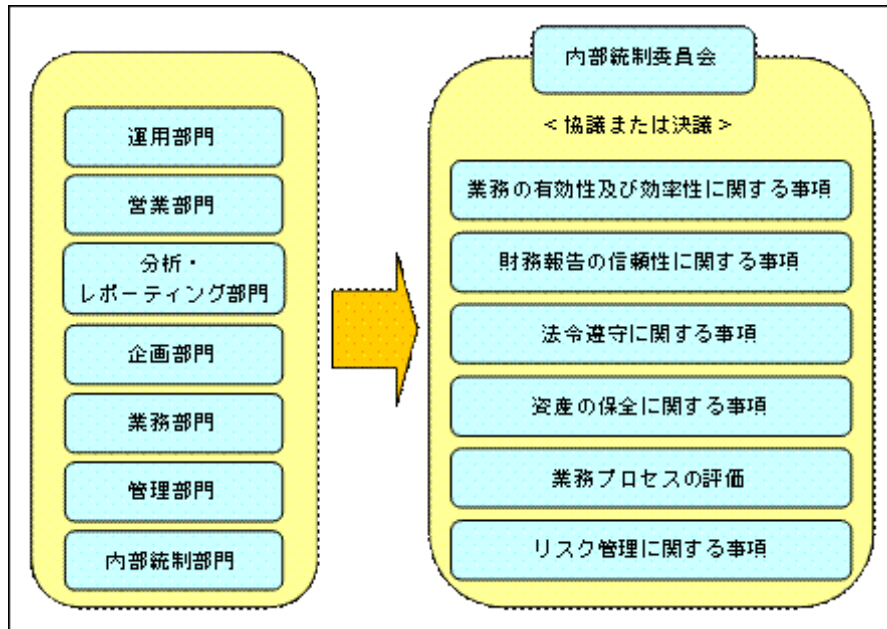
(2) 投資リスクに対する管理体制

ファンドのリスクおよび損益状況については、以下のツールを使用し、管理します。

リスク管理ツール	ファンドのリスクを推定するツールです。資産配分や銘柄選択などのリスク特性ごとにそのリスクを推定し、当ファンド全体でどの程度のリスクを、どの部分で取っているのかを常に把握します。
ポートフォリオ損益管理ツール	ポートフォリオの損益を把握する為のツールです。組入資産ごとに、損益がどの程度なのかを把握できるようにし、下落リスクの管理に役立てます。

前記に加えて、コンプライアンス上のリスク、当社の業務において発生しうるあらゆるリスクについて、原則として月に一度開催される内部統制委員会に報告されます。同委員会では上記リスク事項の確認や当社の対応、改善策等について協議または決議します。また、その内容は必要に応じて取締役会へ報告、提案されます。

なお、実務においては、各部門においてそれぞれの責任者のもと、日次ベースでリスク管理を綿密に行います。



当ファンドの投資対象であるユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドにおいても、委託者より運用に関する権限の委託を受けたアナリティック・インベスターズ・エルエルシーにおけるリスク管理を行います。詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 ファンドの特色 リスク管理」をご参照ください。

上記の管理体制は、平成21年9月30日現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

無手数料です。

(2)【換金（解約）手数料】

ご換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算され、毎計算期間終了日または、信託の終了時に信託財産中から支弁されます。

信託財産の純資産総額 × 年1.575%（税抜 年1.50%）

信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	受託会社	販売会社
年0.63% （税抜 年0.60%）	年0.105% （税抜 年0.10%）	年0.84% （税抜 年0.80%）

マザーファンドの運用に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける信託報酬の中から支弁されるものとします。

なお、委託会社および販売会社への報酬は、ファンドから委託会社へ支弁され、販売会社への報

酬は、委託会社から、販売会社が行う業務に対する代行手数料として支弁されます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に支弁されます。

実績報酬

当ファンドにおいては、委託会社にかかる信託報酬について、運用の実績によって支弁される実績報酬を設けております。実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日の基準価額が、一定の目標水準（以下「目標基準価額」といいます。）を上回った基準価額となった場合、当該目標基準価額を超える基準価額の超過部分の31.5%（税抜30.0%）を実績報酬として受領します。

実績報酬は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、次によるものとします。

- (A) 実績報酬の計算期間は、毎年3月21日から9月20日までおよび9月21日から翌年3月20日までの各計算期間を1期として取扱います。（各計算期間終了日に該当する日（該当日）が休業日のときの各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。）
- (B) 各計算期間中に発生する基準価額の騰落を計算する際に使用する基準価額（以下「基本基準価額」といいます。）は、各計算期間を通じて実績報酬を計上した日の基準価額のうち最も高い基準価額（収益分配前の基準価額）とします。
- (C) 実績報酬を計算する際に使用する目標基準価額は、前記(B)に規定する基本基準価額に目標リターン・レートを、次の計算式を用いて算出した価額とします。

$$\text{目標基準価額} = (1 + \text{日次目標リターン・レート})^{\text{経過日数}} \times \text{基本基準価額}$$

目標リターン・レートは、6ヵ月物譲渡性預金利率（各計算期間の期初の前営業日に日本経済新聞において公表されるものを当該計算期間に適用しますので、目標リターン・レートは各計算期毎に異なります。）とし、各計算期間毎に見直します。目標基準価額を計算する際に使用する日次目標リターン・レートは次の計算式によるものとします。

$$\text{日次目標リターン・レート} = (1 + \text{目標リターン・レート})^{1/365} - 1$$

実績報酬は、発生のおと信託財産の費用として計上し、当該実績報酬に係る消費税等相当額とともに、各計算期間末または信託終了のときに、信託財産から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等ならびに外貨建資産の保管等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、受益者の負担とし、当ファンドの計算期間を通じて毎日、当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。以下、「諸経費」といいます。）および諸経費にかかる消費税等ならびに受託者の立替えた立替金の利息は信託財産中から支弁します。

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁します。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する投資信託の課税については、下記の取扱いとなります。なお、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

当ファンドは、税法上、株式投資信託として区分されます。

個別元本方式について

- (A)追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- (B)受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース（「分配金受取コース」等別の名称で同様の方式を含みます。）」の両コースで取得する場合には、別々に個別元本の算出が行われる場合があります。
- (C)受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については、「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご確認ください。）

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いになる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、(A)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(B)当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

一部解約時および償還時における課税上の取扱いについて

個人の受益者の場合、一部解約（換金）時および償還時の譲渡益（一部解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等を含みます。）を控除した利益）が課税対象となります。

法人の受益者の場合、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

(A)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税

収益分配金のうちの課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用となります。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。

一部解約（換金）時および償還時に対する課税

一部解約時および償還時の差益（譲渡益）に対し、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。

一部解約（換金）時および償還時の損失については、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

なお、損益通算および買取りの取扱い等につきましては、販売会社にお問い合わせください。

(B)法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）の税率で源泉徴収されます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

上記の内容は、税法の改正等により変更されることがあります。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

5【運用状況】

以下は、平成21年9月30日現在の投資状況です。

投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいい、「国・地域」は発行体の国籍を表示しております。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券 （ユナイテッド米国株式マーケット・ ニュートラル・マザーファンド）	日本	119,243,169	98.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		1,700,675	1.41
合計（純資産総額）		120,943,844	100.00

（参考情報）親投資信託受益証券の投資状況

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	アメリカ	1,474,271,762	89.75
	バミューダ	11,160,402	0.68
	小計	1,485,432,164	90.43
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		157,165,746	9.57
合計（純資産総額）		1,642,597,910	100.00

（注1）現金・預金・その他の資産（負債控除後）には、株式（売建）を含みません。

（注2）株式（売建）の時価合計は、1,483,949,634円、投資比率は90.34%です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国・地域	種類	銘柄名	数量 （口数）	帳簿価額 単価 （円）	帳簿価額 金額 （円）	評価額 単価 （円）	評価額 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	日本	親投資信託受益証券	ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド	102,319,521	1.1683	119,539,896	1.1654	119,243,169	98.59

種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	98.59
合計	98.59

（参考情報）親投資信託受益証券の投資有価証券の主要銘柄

株式（買建）

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数(株)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	CHEVRON CORP	エネルギー	6,255	5,922.67	37,046,356	6,396.79	40,011,928	2.44
2	アメリカ	株式	COMCAST CORP-CL A	メディア	25,153	1,188.96	29,906,107	1,567.84	39,436,126	2.40
3	アメリカ	株式	PPL CORPORATION	公益事業	13,902	2,541.21	35,327,980	2,765.83	38,450,688	2.34
4	アメリカ	株式	SYSCO CORP.	食品・生活必需品 小売り	16,356	2,023.76	33,100,736	2,250.73	36,813,095	2.24
5	アメリカ	株式	COMPUTER SCIENCES CORP	ソフトウェア・ サービス	7,416	4,085.63	30,299,060	4,803.68	35,624,109	2.17
6	アメリカ	株式	PUBLIC STORAGE	不動産	4,929	5,658.59	27,891,230	6,893.84	33,979,777	2.07
7	アメリカ	株式	MURPHY OIL CORP	エネルギー	6,399	4,614.03	29,525,205	5,241.20	33,538,445	2.04
8	アメリカ	株式	TYSON FOODS INC-CL A	食品・飲料・タ バコ	28,674	923.11	26,469,331	1,138.45	32,643,921	1.99
9	アメリカ	株式	RAYTHEON COMPANY	資本財	7,479	3,544.70	26,510,820	4,357.14	32,587,072	1.98
10	アメリカ	株式	NORTHERN TRUST CORP.	各種金融	6,073	5,220.92	31,706,654	5,272.77	32,021,559	1.95
11	アメリカ	株式	AMERISOURCEBERGEN CORP	ヘルスケア機器 ・サービス	15,628	1,507.69	23,562,266	1,982.81	30,987,445	1.89
12	アメリカ	株式	T ROWE PRICE GROUP INC	各種金融	7,385	3,146.84	23,239,459	4,146.05	30,618,591	1.86
13	アメリカ	株式	GENUINE PARTS CO.	小売	8,811	3,090.04	27,226,371	3,391.89	29,885,995	1.82
14	アメリカ	株式	LOCKHEED MARTIN CORP.	資本財	4,185	6,506.20	27,228,455	7,131.10	29,843,655	1.82
15	アメリカ	株式	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP.	エネルギー	4,166	5,433.27	22,635,033	7,062.54	29,422,545	1.79
16	アメリカ	株式	CINCINNATI FINANCIAL CORP.	保険	12,490	2,039.20	25,469,696	2,354.48	29,407,467	1.79
17	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC.	半導体・半導体 製造装置	13,724	1,530.34	21,002,417	2,124.44	29,155,890	1.77
18	アメリカ	株式	HUDSON CITY BANCORP INC	銀行	23,800	1,045.09	24,873,200	1,191.67	28,361,843	1.73
19	アメリカ	株式	CORNING INC.	テクノロジー・ ハードウェアお よび機器	19,413	1,242.48	24,120,405	1,369.38	26,583,925	1.62
20	アメリカ	株式	CARDINAL HEALTH INC.	ヘルスケア機器 ・サービス	10,039	2,345.06	23,542,090	2,426.64	24,361,129	1.48
21	アメリカ	株式	FLUOR CORP (NEW)	資本財	5,287	4,154.17	21,963,099	4,606.12	24,352,570	1.48
22	アメリカ	株式	HESS CORP	エネルギー	5,007	5,014.77	25,108,972	4,844.27	24,255,294	1.48
23	アメリカ	株式	FEDERATED INVESTORS INC-CL B	各種金融	9,469	2,085.84	19,750,884	2,367.11	22,414,168	1.36
24	アメリカ	株式	TORCHMARK CORP.	保険	5,568	2,465.43	13,727,566	3,965.63	22,080,636	1.34

25	アメリカ	株式	GENERAL DYNAMICS CORP.	資本財	3,775	4,328.27	16,339,241	5,815.83	21,954,791	1.34
26	アメリカ	株式	FRANKLIN RESOURCES INC.	各種金融	2,329	5,258.34	12,246,675	9,133.76	21,272,532	1.30
27	アメリカ	株式	EASTMAN CHEMICAL CO.	素材	4,137	2,781.50	11,507,082	4,966.06	20,544,592	1.25
28	アメリカ	株式	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	各種金融	13,907	759.87	10,567,588	1,440.65	20,035,171	1.22
29	アメリカ	株式	SARA LEE CORP.	食品・飲料・タバコ	19,670	757.76	14,905,217	989.60	19,465,504	1.19
30	アメリカ	株式	MEADWESTVACO CORP	素材	8,861	1,243.80	11,021,314	2,098.28	18,592,899	1.13

種類別及び業種別投資比率(買建)

種類	国内・外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	各種金融	11.40
		エネルギー	10.92
		資本財	8.27
		ヘルスケア機器・サービス	7.96
		食品・飲料・タバコ	4.58
		ソフトウェア・サービス	4.58
		保険	4.57
		不動産	4.11
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.10
		素材	3.70
		小売	3.56
		公益事業	3.46
		半導体・半導体製造装置	3.36
		銀行	3.31
		メディア	2.97
		食品・生活必需品小売り	2.24
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.46
		消費者サービス	1.42
		自動車・自動車部品	1.15
電気通信サービス	1.12		
家庭用品・パーソナル用品	0.89		
耐久消費財・アパレル	0.69		
運輸	0.61		
合計			90.43

株式(売建)

順位	国・地域	種類	銘柄名	業種	株数(株)	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	投資比率(%)
1	アメリカ	株式	LOEWS CORP	保険	14,471	2,186.06	31,634,479	3,106.83	44,958,971	2.74

2	アメリカ	株式	BOEING CO.	資本財	7,507	3,191.62	23,959,564	4,927.27	36,989,017	2.25
3	アメリカ	株式	CHESAPEAKE ENERGY CORP	エネルギー	12,836	1,925.08	24,710,344	2,579.10	33,105,377	2.02
4	アメリカ	株式	DAVITA INC	ヘルスケア機器・サービス	6,462	4,377.71	28,288,825	5,067.99	32,749,401	1.99
5	アメリカ	株式	COCA-COLA CO.	食品・飲料・タバコ	5,860	4,163.91	24,400,569	4,809.09	28,181,297	1.72
6	アメリカ	株式	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	銀行	18,325	1,446.49	26,507,072	1,424.41	26,102,421	1.59
7	アメリカ	株式	SYMANTEC CORP	ソフトウェア・サービス	17,965	1,336.91	24,017,627	1,445.16	25,962,374	1.58
8	アメリカ	株式	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	保険	5,682	2,110.91	11,994,213	4,506.89	25,608,158	1.56
9	アメリカ	株式	EL PASO CORPORATION	エネルギー	27,070	636.88	17,240,411	945.40	25,591,999	1.56
10	アメリカ	株式	GENERAL MILLS INC.	食品・飲料・タバコ	4,440	4,647.00	20,632,713	5,734.64	25,461,844	1.55
11	アメリカ	株式	ROCKWELL COLLINS	資本財	5,486	4,164.19	22,844,786	4,567.33	25,056,384	1.53
12	アメリカ	株式	KING PHARMACEUTICALS INC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	24,764	725.28	17,961,041	963.44	23,858,697	1.45
13	アメリカ	株式	CLOROX CO.	家庭用品・パーソナル用品	4,304	4,570.03	19,669,446	5,279.08	22,721,199	1.38
14	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	5,323	2,552.94	13,589,315	4,048.62	21,550,829	1.31
15	アメリカ	株式	FISERV INC	ソフトウェア・サービス	4,980	3,170.25	15,787,855	4,326.47	21,545,828	1.31
16	アメリカ	株式	PRECISION CASTPARTS CORP	資本財	2,246	7,326.73	16,455,858	9,279.90	20,842,661	1.27
17	アメリカ	株式	SOUTHWESTERN ENE US	エネルギー	5,394	3,281.83	17,702,243	3,816.78	20,587,738	1.25
18	アメリカ	株式	VORNADO REALTY TRUST	不動産	3,409	3,273.85	11,160,560	5,842.90	19,918,451	1.21
19	アメリカ	株式	LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	ヘルスケア機器・サービス	3,327	5,487.47	18,256,826	5,943.03	19,772,476	1.20
20	アメリカ	株式	LEUCADIA NATIONAL CORP	各種金融	8,736	1,792.57	15,659,943	2,235.40	19,528,487	1.19
21	アメリカ	株式	HARTFORD FINANCIAL SVCS GROUP	保険	7,466	789.33	5,893,193	2,475.36	18,481,055	1.13
22	アメリカ	株式	AMERIPRISE FINANCIAL INC	各種金融	6,325	1,584.98	10,025,059	2,917.39	18,452,500	1.12
23	アメリカ	株式	DUN & BRADSTREET CORP	商業・専門サービス	2,729	6,750.41	18,421,880	6,749.51	18,419,418	1.12
24	アメリカ	株式	GOLDMAN SACHS GROUP INC	各種金融	1,095	11,683.99	12,793,979	16,560.75	18,134,023	1.10
25	アメリカ	株式	LINCOLN NATIONAL CORP.	保険	7,681	1,164.61	8,945,377	2,347.26	18,029,336	1.10
26	アメリカ	株式	LEGG MASON INC	各種金融	6,282	1,504.70	9,452,542	2,835.30	17,811,356	1.08
27	アメリカ	株式	KLA TENCOR CORP	半導体・半導体製造装置	5,550	2,795.75	15,516,458	3,188.92	17,698,525	1.08
28	アメリカ	株式	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	小売	5,380	3,382.87	18,199,867	3,262.89	17,554,378	1.07
29	アメリカ	株式	AUTOZONE INC. NEVADA	小売	1,303	13,954.58	18,182,824	13,168.85	17,159,019	1.04
30	アメリカ	株式	MORGAN STANLEY	各種金融	6,026	2,300.35	13,861,939	2,804.62	16,900,693	1.03

種類別及び業種別投資比率(売建)

種類	国内・外国	業種	投資比率(%)
株式	外国	資本財	9.56
		各種金融	8.71
		保険	7.93
		エネルギー	7.37
		食品・飲料・タバコ	6.92
		ヘルスケア機器・サービス	5.33
		銀行	5.20
		ソフトウェア・サービス	5.10
		公益事業	4.91
		素材	4.78
		不動産	4.07
		小売	3.78
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	3.07
		商業・専門サービス	3.04
		家庭用品・パーソナル用品	2.58
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.31
		メディア	1.44
		半導体・半導体製造装置	1.41
		消費者サービス	1.16
		運輸	0.90
電気通信サービス	0.30		
自動車・自動車部品	0.24		
耐久消費財・アパレル	0.23		
合計		90.34	

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報) 親投資信託受益証券のその他投資資産の主要なもの

為替予約取引

資産の種類	買建・ 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	17,850,000.00	1,653,088,500	1,610,070,000	98.02

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成21年9月30日および同日前1年以内における各月末ならびに下記の計算期末純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
第1期	(平成14年3月20日)	486,430,239	486,430,239	0.9981	0.9981
第2期	(平成14年9月20日)	388,880,369	388,880,369	1.0048	1.0048
第3期	(平成15年3月20日)	353,547,818	353,547,818	0.9513	0.9513
第4期	(平成15年9月22日)	293,380,656	293,380,656	0.9619	0.9619
第5期	(平成16年3月22日)	245,795,424	245,795,424	0.9743	0.9743
第6期	(平成16年9月21日)	230,737,450	230,737,450	0.9479	0.9479
第7期	(平成17年3月22日)	240,891,615	240,891,615	0.9690	0.9690
第8期	(平成17年9月20日)	200,718,160	200,718,160	0.9442	0.9442
第9期	(平成18年3月20日)	185,877,937	185,877,937	0.9416	0.9416
第10期	(平成18年9月20日)	152,142,596	152,142,596	0.9444	0.9444
第11期	(平成19年3月20日)	137,925,060	137,925,060	0.9463	0.9463
第12期	(平成19年9月20日)	129,714,215	129,714,215	0.9165	0.9165
第13期	(平成20年3月21日)	127,118,257	127,118,257	0.9156	0.9156
第14期	(平成20年9月22日)	130,547,232	130,547,232	0.9394	0.9394
第15期	(平成21年3月23日)	127,649,164	127,649,164	0.9179	0.9179
第16期	(平成21年9月24日)	121,308,318	121,308,318	0.8701	0.8701
	平成20年9月末日	129,722,786	-	0.9334	-
	平成20年10月末日	128,944,804	-	0.9280	-
	平成20年11月末日	128,349,522	-	0.9236	-
	平成20年12月末日	128,621,488	-	0.9254	-
	平成21年1月末日	128,322,663	-	0.9230	-
	平成21年2月末日	128,332,926	-	0.9229	-
	平成21年3月末日	127,389,784	-	0.9166	-
	平成21年4月末日	128,265,221	-	0.9226	-
	平成21年5月末日	126,620,264	-	0.9105	-
	平成21年6月末日	126,468,933	-	0.9078	-
	平成21年7月末日	124,926,230	-	0.8965	-
	平成21年8月末日	122,657,890	-	0.8800	-
	平成21年9月末日	120,943,844	-	0.8674	-

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金(円)
第1期	0
第2期	0
第3期	0
第4期	0

第5期	0
第6期	0
第7期	0
第8期	0
第9期	0
第10期	0
第11期	0
第12期	0
第13期	0
第14期	0
第15期	0
第16期	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率（％）
第1期	0.2
第2期	0.7
第3期	5.3
第4期	1.1
第5期	1.3
第6期	2.7
第7期	2.2
第8期	2.6
第9期	0.3
第10期	0.3
第11期	0.2
第12期	3.1
第13期	0.1
第14期	2.6
第15期	2.3
第16期	5.2

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売)手続等

販売会社取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。

自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。(以下同じ。))を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

(2) 解約(換金)手続等

受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約(換金)の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

受益者は、一部解約(換金)の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約(換金)の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約(換金)を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約(換金)にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約(換金)の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時(国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。)までとし、これらの受付時間を過ぎ

た場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。

一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。

一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。

信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できません。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることが出来る日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記の規定に準じた価額とします。

買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

7 【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価と基準価額について

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- 1 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日

付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)計算期間

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日まで、9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日(以下本項において「該当日」といいます。)のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)信託契約の解約

委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、上記の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記から上記までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「(8)信託約款の変更」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

(6) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(7) 受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「(8)信託約款の変更」の規定にしたがい新受託会社を選任します。ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(8) 信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。

委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

上記の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(9) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(10) 運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

(11) 関係法人との契約の更新

受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うこと

ができます。

委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前(または60日前)までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。

委託会社と投資顧問会社との間で締結されるマザーファンドにおける運用の委託の契約期間は、マザーファンドの信託期間と同じです。ただし、当該契約のいずれかの当事者も、60日前の書面の通知をもって、当該契約の解約ができます。また、当該契約は、当事者の合意により変更されることがあります。

(12) 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

(13) 受益者の主な権利

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- (A) 受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。
- (B) 収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- (C) 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。
- (D) 受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

償還金に対する請求権

- (A) 受益者は、償還金を持分に依りて委託会社に請求する権利を有します。
- (B) 償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者

とします。)に支払います。

(C)償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

(D)受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

(ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。)

第2【財務ハイライト情報】

(1) 下記の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、並びに注記表は「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」の「1 財務諸表」に記載された情報を抜粋して記載したものであります。

(2) 当ファンドの財務諸表は、第15期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けており、第16期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、「第三部ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に添付されております。

マーケット・ニュートラル

(1)【貸借対照表】

区分	第15期 (平成21年3月23日現在)	第16期 (平成21年9月24日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,369,971	4,191,019
親投資信託受益証券	123,775,924	119,539,896
未収利息	20	16
流動資産合計	130,145,915	123,730,931
資産合計	130,145,915	123,730,931
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	67,400	66,813
未払委託者報酬	943,596	935,236
その他未払費用	1,485,755	1,420,564
流動負債合計	2,496,751	2,422,613
負債合計	2,496,751	2,422,613
純資産の部		
元本等		
元本	139,071,205	139,420,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,422,041	18,112,597
(分配準備積立金)	572,329	571,859
元本等合計	127,649,164	121,308,318
純資産合計	127,649,164	121,308,318
負債純資産合計	130,145,915	123,730,931

(2)【損益及び剰余金計算書】

区分	第15期 自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	第16期 自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日
	金額（円）	金額（円）
営業収益		
受取利息	3,375	2,392
有価証券売買等損益	494,667	4,236,028
営業収益合計	491,292	4,233,636
営業費用		
受託者報酬	67,400	66,813
委託者報酬	943,596	935,236
その他費用	1,485,755	1,420,564
営業費用合計	2,496,751	2,422,613
営業損失（ ）	2,988,043	6,656,249
経常損失（ ）	2,988,043	6,656,249
当期純損失（ ）	2,988,043	6,656,249
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	241	167
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,426,286	11,422,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,891	9,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,891	9,374
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,844	43,848
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,844	43,848
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,422,041	18,112,597

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期 自 平成20年 9 月23日 至 平成21年 3 月23日	第16期 自 平成21年 3 月24日 至 平成21年 9 月24日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年 9 月20日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成20年 9 月22日としており、平成21年 3 月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成21年 3 月23日としております。このため、当計算期間は182日となっております。	計算期間末日の取扱い 平成21年 3 月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成21年 3 月23日としており、平成21年 9 月20日、その翌日、翌々日及び平成21年 9 月23日が休日のため、当計算期間末日を平成21年 9 月24日としております。このため、当計算期間は185日となっております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益権の帰属と受益証券の不発行

この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けており、受益権の帰属は振替機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を継承する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

受益者名簿は作成しません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」及び「投資信託説明書（請求目論見書）」に記載している項目は、以下のとおりです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(2) 保管

(3) 信託期間

(4) 計算期間

(5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

(1) 貸借対照表

(2) 損益及び剰余金計算書

(3) 注記表

(4) 附属明細表

2 ファンドの現況

純資産額計算書

資産総額

負債総額

純資産総額（ - ）

発行済数量

1 単位当たり純資産額（ / ）

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンド設定、運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

販売会社に取引口座を開設のうえ、お申込みを行うことができます。

(1)お申込みの受付は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、取得の申込を取扱いいたしません。

(2)ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(3)自動けいぞく投資コースのお申込みの際には、当ファンドに係る自動けいぞく投資契約（別の名称で同様の権利義務を規定する契約を含みます。（以下同じ。））を当該販売会社との間で結んでいただきます。また、販売会社によっては、当該自動けいぞく投資コースの取扱いがない場合がありますので、販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(4)お申込み単位は、最低単位を1口または1円単位として各販売会社が定める単位とします。また、取得申込の単位は販売会社によって異なります。各販売会社の取扱単位は販売会社または後記「照会先」の委託会社にお問い合わせください。

(5)取得申込金額は、お申込み受付日の翌営業日の基準価額¹に申込口数を乗じて得た額に、販売会社が定めるお申込み手数料およびお申込み手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

(6)自動けいぞく投資契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、無手数料とします。

(7)金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取消することができます。

2【換金（解約）手続等】

(1)受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として一部解約（換金）の実行を請求することができます。なお、解約単位は、販売会社およびお申込みコースにより異なる場合があります。

- (2) 受益者は、一部解約（換金）の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求を受け付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約（換金）を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約（換金）にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (3) 一部解約（換金）の請求の受付時間は、原則として販売会社の営業日の午後3時（国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は午前11時までとさせていただきます。）までとし、これらの受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ただし、ニューヨーク証券取引所あるいはニューヨークの銀行の休業日においては、一部解約（換金）の申込の受け付けを取扱いいたしません。
- (4) 一部解約（換金）の価額は、一部解約（換金）の請求受付日の翌営業日の基準価額¹とします。なお、受益者のお受取り金額は、当該一部解約（換金）の価額から所定の税金を差し引いた金額となります。
- (5) 一部解約（換金）代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から販売会社において受益者にお支払いいたします。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために1億口または1億円以上の解約のお申込みにつきましては、正午（半休日の場合は午前10時）までをお願いいたします。
- (7) 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は、一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約（換金）の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約（換金）の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約（換金）の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約（換金）の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約（換金）の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約（換金）の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約（換金）の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

(8) 買取り（買取請求制）

販売会社によっては、上記の解約請求による換金のほか、買取請求（販売会社が受益権を買取る方法により換金する方法）による換金を受け付けている場合があります。買取請求制による換金をご検討される際は、あらかじめ詳しい条件等について、取扱いを行う販売会社にご確認ください。

1 基準価額の照会方法については、「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 基準価額の算出頻度および公表」をご参照ください。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額とは、ファンドの計算日の純資産総額¹を、当該計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

- 1 信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除く）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

基準価額の算出頻度および公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。また、基準価額は、原則として計算日翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されるものが発表されます。

基準価額に対する照会は、販売会社または後記「照会先」の委託会社までお問い合わせください。

(2)【保管】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は原則として無期限です。ただし、「(5)その他 信託契約の解約」の規定にしたがい信託を終了することがあります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年3月21日から9月20日まで、および、毎年9月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日（以下本項において「該当日」といいます。）のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。

(5)【その他】

信託契約の解約

- (A)委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくは、やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- (B)委託会社は、上記(A)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (C)上記(B)の公告および書面には、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異

議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (D) 受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
- (E) 信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (F) 上記(C)から上記(E)までの規定は、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(C)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (G) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (H) 委託会社が監督官庁により登録の取り消しを受けたとき、解散したとき、または、業務を廃止した時は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、後述「 信託約款の変更 (E) 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (I) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないときは委託会社は信託契約を解約します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任したときは、委託会社は、後述「 信託約款の変更 」の規定にしたがい新受託会社を選任します。

ただし、受託会社が辞任した後、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- (A) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、監督官庁の命令がある場合、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができるものとします。
- (B) 委託会社は、信託約款の変更をしようとするときはあらかじめ、その旨を監督官庁に届出ます。
- (C) 委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (D) 上記(C)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (E) 委託会社は、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる

受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎計算期末および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

関係法人との契約の更新

- (A) 受託会社との証券投資信託契約の有効期間は、信託約款中に定める信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても、必要のあるときは、契約の一部変更または信託契約の解約を行うことができます。
- (B) 委託会社と販売会社との間で締結される投資信託受益権の取扱いに関する契約の期間は、契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、委託会社および販売会社のいずれからも何ら意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。受益権の取扱いに関する契約は当事者の合意により変更されることがあります。
- (C) 委託会社と投資顧問会社の間で締結されるマザーファンドにおける運用の委託の契約期間は、マザーファンドの信託期間と同じです。ただし、当該契約のいずれかの当事者も、60日前の書面の通知をもって、当該契約の解約ができます。また、当該契約は、当事者の合意により変更されることがあります。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

< 照会先 >

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

2 【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分にに応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、委託会社が収益分配金を支払う旨を決定した計算期間終了後1ヵ月以内の委託会社が指定する日から、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。ま

た、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(2)一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社を通じて委託会社に一部解約の実行を請求する権利を有します。

(3)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(4)反対者の買取請求権

信託契約の解約または重大な信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(5)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対して、その営業時間内に当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

<照会先>

ユナイテッド投信投資顧問株式会社 お客様デスク

電話番号：03 - 5542 - 7150

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

（ただし、国内の金融商品取引所の半休日にあたる日は正午までとさせていただきます。）

第4【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第15期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）及び第16期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）について内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、第15期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）については改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第16期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間（平成20年9月23日から平成21年3月23日まで）の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けており、第16期計算期間（平成21年3月24日から平成21年9月24日まで）の財務諸表については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

マーケット・ニュートラル

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第15期 (平成21年3月23日現在)	第16期 (平成21年9月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,369,971	4,191,019
親投資信託受益証券	123,775,924	119,539,896
未収利息	20	16
流動資産合計	130,145,915	123,730,931
資産合計		
	130,145,915	123,730,931
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	67,400	66,813
未払委託者報酬	943,596	935,236
その他未払費用	1,485,755	1,420,564
流動負債合計	2,496,751	2,422,613
負債合計		
	2,496,751	2,422,613
純資産の部		
元本等		
元本	139,071,205	139,420,915
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	11,422,041	18,112,597
(分配準備積立金)	572,329	571,859
元本等合計	127,649,164	121,308,318
純資産合計		
	127,649,164	121,308,318
負債純資産合計		
	130,145,915	123,730,931

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第15期	第16期
	自 平成20年 9月23日 至 平成21年 3月23日	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日
営業収益		
受取利息	3,375	2,392
有価証券売買等損益	494,667	4,236,028
営業収益合計	491,292	4,233,636
営業費用		
受託者報酬	67,400	66,813
委託者報酬	943,596	935,236
その他費用	1,485,755	1,420,564
営業費用合計	2,496,751	2,422,613
営業損失（ ）	2,988,043	6,656,249
経常損失（ ）	2,988,043	6,656,249
当期純損失（ ）	2,988,043	6,656,249
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	241	167
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	8,426,286	11,422,041
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,891	9,374
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,891	9,374
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,844	43,848
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,844	43,848
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	11,422,041	18,112,597

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第15期 自 平成20年 9月23日 至 平成21年 3月23日		第16期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日	
	1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。		親投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年 9月20日及びその翌日が休日のため、前計算期間末日を平成20年 9月22日としており、平成21年 3月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、当計算期間末日を平成21年 3月23日としております。このため、当計算期間は182日となっております。		計算期間末日の取扱い 平成21年 3月20日、その翌日及び翌々日が休日のため、前計算期間末日を平成21年 3月23日としており、平成21年 9月20日、その翌日、翌々日及び平成21年 9月23日が休日のため、当計算期間末日を平成21年 9月24日としております。このため、当計算期間は185日となっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第15期 (平成21年 3月23日現在)	第16期 (平成21年 9月24日現在)
1 投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額		
期首元本額	138,973,518円	139,071,205円
期中追加設定元本額	161,844円	463,848円
期中一部解約元本額	64,157円	114,138円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,422,041円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,112,597円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	139,071,205口	139,420,915口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第15期 自 平成20年 9月23日 至 平成21年 3月23日	第16期 自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日
1 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	188,571円	186,583円
2 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	0円	0円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	0円
収益調整金額	460,996円	464,072円
分配準備積立金額	572,329円	571,859円
当ファンドの分配対象収益額	1,033,325円	1,035,931円
当ファンドの期末残存口数	139,071,205口	139,420,915口
1万口当たり収益分配対象額	74.29円	74.29円
1万口当たり分配金額	0円	0円
収益分配金金額	0円	0円

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第15期 （平成21年3月23日現在）		第16期 （平成21年9月24日現在）	
	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 （円）	貸借対照表計上額 （円）	当計算期間の損益に含 まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	123,775,924	470,671	119,539,896	4,236,028
合計	123,775,924	470,671	119,539,896	4,236,028

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	第15期 （平成21年3月23日現在）	第16期 （平成21年9月24日現在）
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	0.9179円 (9,179円)	0.8701円 (8,701円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	日本円	ユナイテッド米国株式マーケット・ ニュートラル・マザーファンド	102,319,521	119,539,896	
合計			102,319,521	119,539,896	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

（参考）

当ファンドは「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は、次の通りです。

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	(平成21年3月23日現在)	(平成21年9月24日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	6,407,100	12,870,967
株式	2,179,425,356	1,504,830,438
派生商品評価勘定	44,885,000	24,633,000
未収入金	205,587,987	-
未収配当金	4,029,602	2,888,233
未収利息	21	68,585
差入保証金	2,303,878,090	1,602,448,860
流動資産合計	4,744,213,156	3,147,602,913
資産合計	4,744,213,156	3,147,602,913
負債の部		
流動負債		
売却借入有価証券	2,180,624,112	1,498,916,208
未払金	218,682,879	1,920,987
未払利息	80,556	-
その他未払費用	2,172	15,003
流動負債合計	2,399,389,719	1,500,852,198
負債合計	2,399,389,719	1,500,852,198
純資産の部		
元本等		
元本	1,938,286,098	1,409,508,589
剰余金		
剰余金又は欠損金()	406,537,339	237,242,126
元本等合計	2,344,823,437	1,646,750,715
純資産合計	2,344,823,437	1,646,750,715
負債純資産合計	4,744,213,156	3,147,602,913

（注）「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の計算期間は原則として、毎年3月6日から翌年3月5日までであり、当ファンドの計算期間とは異なります。上記の貸借対照表は、平成21年3月23日及び平成21年9月24日現在における当該親投資信託の状況であります。

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成20年 9月23日 至 平成21年 3月23日	自 平成21年 3月24日 至 平成21年 9月24日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しています。</p> <p>計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価していますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しています。</p> ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>当該有価証券については、原則として、金融商品取引業者等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しています。</p> ・時価が入手できなかった有価証券 <p>適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しています。</p> 	<p>株式は移動平均法、株式以外の有価証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融商品取引所等に上場されている有価証券 <p>同左</p> ・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 <p>同左</p> ・時価が入手できなかった有価証券 <p>同左</p>
2. デリバティブの評価基準および評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては原則として計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>	<p>為替予約取引</p> <p>同左</p>
3. 収益及び費用の計上基準	-	<p>受取配当金の計上基準</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p>
----------------------------	---	------------------------------

(貸借対照表に関する注記)

(平成21年3月23日現在)	
1 開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,806,038,899円
同期中における追加設定元本額	476,561,629円
同期中における一部解約元本額	344,314,430円
同期末における元本の内訳	
ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル(非課税適格機関投資家専用)	1,243,097,816円
ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3(適格機関投資家向け)	592,868,761円
マーケット・ニュートラル	102,319,521円
計	1,938,286,098円
2 売却借入有価証券に係る取引を行なうために、株式2,179,425,356円を担保として差し入れております。	
3 売却借入有価証券	
当該有価証券売却取引は、受渡に有価証券を充当しております。なお、当該取引にかかる借入有価証券の貸借対照表計上額は、時価評価されております。また、当該取引の売買損益は、借入有価証券の買戻し約定日に計上されます。	
4 平成21年3月23日における受益権の総数	1,938,286,098口

(平成21年9月24日現在)	
1 開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	1,938,286,098円
同期中における追加設定元本額	19,201,188円
同期中における一部解約元本額	547,978,697円
同期末における元本の内訳	
ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル(非課税適格機関投資家専用)	1,255,559,393円
ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル3(適格機関投資家向け)	51,629,675円
マーケット・ニュートラル	102,319,521円
計	1,409,508,589円
2 売却借入有価証券に係る取引を行なうために、株式1,504,830,438円を担保として差し入れております。	

3 売却借入有価証券

当該有価証券売却取引は、受渡に有価証券を充当しております。なお、当該取引にかかる借入有価証券の貸借対照表計上額は、時価評価されております。また、当該取引の売買損益は、借入有価証券の買戻し約定日に計上されます。

4 平成21年9月24日における受益権の総数

1,409,508,589口

（有価証券関係に関する注記）

売買目的有価証券

種類	（平成21年3月23日現在）			（平成21年9月24日現在）		
	貸借対照表計上額		当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）	貸借対照表計上額		当計算期間の損益 に含まれた評価差 額（円）
	資産（円）	負債（円）		資産（円）	負債（円）	
株式	2,179,425,356	-	144,822,179	1,504,830,438	-	279,760,924
売却借入有価証券	-	2,180,624,112	163,265,519	-	1,498,916,208	329,964,876
合計	2,179,425,356	2,180,624,112	18,443,340	1,504,830,438	1,498,916,208	50,203,952

（注）当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本有価証券報告書の開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）

取引の状況に関する事項

自 平成20年9月23日 至 平成21年3月23日	自 平成21年3月24日 至 平成21年9月24日
1. 取引の内容 当該親投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託財産に属する外貨建資産等の為替変動リスクを回避するため、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、通貨関連では信託財産に属する外貨建資産等の為替変動リスクを回避する為、及び外貨建資産等の売買時の円換算額を確定する目的で利用しております。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に係るリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限および取引限度額等を定めた規定に従い、運用担当部門が決済担当部署の承認を得て行っております。	5. 取引に係るリスクの管理体制 同左
6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明

取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

同左

取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	種類	（平成21年3月23日現在）				（平成21年9月24日現在）			
		契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）	契約額等 （円）	うち1 年超 （円）	時価 （円）	評価損益 （円）
市場 取引 以外 の取 引	為替予約取引 売建 米ドル	2,352,725,000	-	2,307,840,000	44,885,000	1,653,088,500	-	1,628,455,500	24,633,000
	合計	2,352,725,000	-	2,307,840,000	44,885,000	1,653,088,500	-	1,628,455,500	24,633,000

（注）1．時価の算定方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」といいます。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

イ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

ロ) 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切捨てております。

3．契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

項目	（平成21年3月23日現在）	（平成21年9月24日現在）
1口当たり純資産の額 (1万口当たり)	1.2097円 (12,097円)	1.1683円 (11,683円)

[次へ](#)

(3)附属明細表

第1 有価証券明細表

株式（買建）

（注）下記の株式はすべて担保に差入れております。

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	CAMERON INTERNATIONAL CORP	2,960	38.27	113,279.20	
	CHEVRON CORP	6,255	71.37	446,419.35	
	DIAMOND OFFSHORE DRILLING	31	93.23	2,890.13	
	EOG RESOURCES INC.	1,254	82.21	103,091.34	
	HESS CORP	5,007	55.07	275,735.49	
	MARATHON OIL CORP	2,883	32.68	94,216.44	
	MASSEY ENERGY COMPANY	1,498	30.64	45,898.72	
	MURPHY OIL CORP	6,399	59.86	383,044.14	
	NATIONAL OILWELL VARCO INC	285	43.27	12,331.95	
	NOBLE ENERGY INC	752	67.21	50,541.92	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP.	4,166	76.35	318,074.10	
	ROWAN COMPANIES	5,118	22.78	116,588.04	
	WILLIAMS COMPANIES	2,335	18.40	42,964.00	
	DOW CHEMICAL	583	26.27	15,315.41	
	EASTMAN CHEMICAL CO.	4,137	55.10	227,948.70	
	F.M.C. CORP.	593	56.46	33,480.78	
	INTERNATIONAL PAPER CO.	1,334	22.55	30,081.70	
	MEADWESTVACO CORP	8,861	22.80	202,030.80	
	PACTIV CORPORATION	6,018	25.85	155,565.30	
	FLUOR CORP (NEW)	5,287	53.38	282,220.06	
	GENERAL DYNAMICS CORP.	3,775	63.23	238,693.25	
	ITT INDUSTRIES	1,106	52.00	57,512.00	
	JACOBS ENGINEERING GROUP INC	2,127	46.56	99,033.12	
	LOCKHEED MARTIN CORP.	4,185	78.83	329,903.55	
	MASCO CORP.	4,385	13.49	59,153.65	
	QUANTA SERVICES INC	3,705	23.15	85,770.75	
	RAYTHEON COMPANY	7,479	48.10	359,739.90	
	CSX CORP	392	44.67	17,510.64	
	RYDER SYSTEM INC.	135	40.28	5,437.80	
	SOUTHWEST AIRLINES CO.	9,268	9.68	89,714.24	
	FORD MOTOR CO.	21,055	7.36	154,964.80	
	JOHNSON CONTROLS INC.	1,992	26.02	51,831.84	
	EASTMAN KODAK CO.	944	5.18	4,889.92	
	HARMAN INTERNATIONAL	320	31.98	10,233.60	
	HASBRO INC	2,648	27.88	73,826.24	
	KB HOME	233	18.83	4,387.39	
	LEGGETT & PLATT INC	913	19.66	17,949.58	
	SNAP-ON INC.	466	36.34	16,934.44	
	APOLLO GROUP INC-CL A	158	70.51	11,140.58	
	H&R BLOCK INC	7,621	17.85	136,034.85	
	MARRIOTT INTL INC. CI.A	1,703	26.61	45,316.83	

STARBUCKS CORP	1,261	19.69	24,829.09
WYNN RESORTS LTD	464	71.66	33,250.24
COMCAST CORP-CL A	25,153	16.84	423,576.52
INTERPUBLIC GROUP COS INC.	3,070	7.26	22,288.20
MCGROW-HILL INC.	1,884	25.87	48,739.08
NEW YORK TIMES CO. CLASS A	708	8.12	5,748.96
THE WALT DISNEY CO.	924	28.08	25,945.92
BIG LOTS INC	5,981	24.46	146,295.26
FAMILY DOLLAR STORES	1,222	26.54	32,431.88
GAP INC.	516	22.05	11,377.80
GENUINE PARTS CO.	8,811	38.03	335,082.33
J.C. PENNEY CO INC(HLDG CO)	762	33.23	25,321.26
RADIOSHACK CORP	6,064	15.98	96,902.72
SYSCO CORP.	16,356	25.55	417,895.80
BROWN FORMAN CORP. CLASS B	3,388	48.93	165,774.84
DEAN FOODS CO	5,155	18.20	93,821.00
SARA LEE CORP.	19,670	10.80	212,436.00
TYSON FOODS INC-CL A	28,674	12.97	371,901.78
AVON PRODUCTS INC.	846	33.08	27,985.68
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,664	36.98	135,494.72
AMERISOURCEBERGEN CORP	15,628	21.68	338,815.04
CARDINAL HEALTH INC.	10,039	27.73	278,381.47
CAREFUSION CORP	2,829	20.87	59,041.23
COVENTRY HEALTH CARE INC	6,652	20.26	134,769.52
HUMANA INC	3,729	39.02	145,505.58
MCKESSON CORP	3,129	58.12	181,857.48
TENET HEALTH CARE	29,796	5.85	174,306.60
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	648	42.80	27,734.40
ZIMMER HOLDINGS INC	2,172	52.83	114,746.76
BIOGEN IDEC INC	3,289	50.23	165,206.47
CEPHALON INC	1,650	58.73	96,904.50
BB&T CORPORATION	3,200	28.34	90,688.00
HUDSON CITY BANCORP INC	23,800	13.38	318,444.00
US BANCORP	9,248	22.07	204,103.36
AMERICAN EXPRESS CO.	5,383	33.60	180,868.80
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	4,691	29.55	138,619.05
CITIGROUP INC	7,707	4.52	34,835.64
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	13,907	15.94	221,677.58
FEDERATED INVESTORS INC-CL B	9,469	26.66	252,443.54
FRANKLIN RESOURCES INC.	2,329	101.02	235,275.58
INVESCO LTD	5,598	22.30	124,835.40
MOODY'S CORPORATION	679	20.49	13,912.71
NORTHERN TRUST CORP.	6,073	58.66	356,242.18
SCHWAB CHARLES CORP.	9,344	18.84	176,040.96
T ROWE PRICE GROUP INC	7,385	47.16	348,276.60
AFLAC INC	560	41.92	23,475.20
ASSURANT INC	3,020	30.81	93,046.20
CHUBB CORP.	1,177	48.37	56,931.49

	CINCINNATI FINANCIAL CORP.	12,490	25.38	316,996.20	
	TORCHMARK CORP.	5,568	42.80	238,310.40	
	UNUMPROVIDENT CORP.	3,722	21.56	80,246.32	
	HCP INC	780	29.19	22,768.20	
	HEALTH CARE REIT INC	2,958	42.70	126,306.60	
	PLUM CREEK TIMBER CO	5,689	31.59	179,715.51	
	PUBLIC STORAGE	4,929	76.77	378,399.33	
	VENTAS INC	1,182	39.14	46,263.48	
	AUTODESK INC	403	23.71	9,555.13	
	CA INC	4,974	22.13	110,074.62	
	COMPUTER SCIENCES CORP	7,416	51.71	383,481.36	
	COMPUWARE CORPORATION	9,345	7.47	69,807.15	
	EBAY INC	4,006	23.81	95,382.86	
	ELECTRONIC ARTS INC	4,236	19.83	83,999.88	
	SALESFORCE.COM INC	998	57.54	57,424.92	
	TOTAL SYSTEM SER US	998	16.09	16,057.82	
	CORNING INC.	19,413	15.48	300,513.24	
	HARRIS CORP US	1,623	38.31	62,177.13	
	JABIL CIRCUIT INC	3,173	12.69	40,265.37	
	LEXMARK INTL GROUP INC.	341	22.21	7,573.61	
	MOLEX INC	8,896	20.89	185,837.44	
	MOTOROLA INC.	19,485	8.49	165,427.65	
	SPRINT NEXTEL CORP	50,317	4.14	208,312.38	
	CMS ENERGY CORP.	4,438	13.38	59,380.44	
	DYNEGY INC-CL A	40,954	2.24	91,736.96	
	FIRSTENERGY CORP.	834	46.86	39,081.24	
	PEPCO HOLDINGS INC	56	15.09	845.04	
	PPL CORPORATION	13,902	30.59	425,262.18	
	ANALOG DEVICES	2,974	27.70	82,379.80	
	BROADCOM CORP-CL A	3,959	30.61	121,184.99	
	INTEL CORP.	2,435	19.87	48,383.45	
	LSI LOGIC CORP.	7,747	5.46	42,298.62	
	TEXAS INSTRUMENTS INC.	13,724	24.05	330,062.20	
小計		732,035		16,491,292.48	
				(1,504,830,438)	
合計		732,035		1,504,830,438	
				(1,504,830,438)	

株式(売建)

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	ABERCROMBIE & FITCH CO-CL A	2,363	33.00	77,979.00	
	ALLERGAN INC.	3,081	57.10	175,925.10	
	ALLSTATE CORP.	604	29.76	17,975.04	
	ALTRIA GROUP INC	1,887	17.75	33,494.25	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	6,325	32.09	202,969.25	
	APPLE INC	31	185.50	5,750.50	

AUTOZONE INC. NEVADA	1,303	141.50	184,374.50
AVALONBAY COMMUNITIES INC	180	73.08	13,154.40
BANK OF AMERICA CORP	3,797	17.50	66,447.50
BECTON DICKINSON & CO.	2,106	69.34	146,030.04
BMC SOFTWARE Inc.	3,017	38.26	115,430.42
BOEING CO.	7,507	52.37	393,141.59
BOSTON PROPERTIES INC	1,011	67.25	67,989.75
BOSTON SCIENTIFIC CORP	8,221	10.82	88,951.22
BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	246	82.78	20,363.88
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP.	3,627	36.30	131,660.10
CATERPILLAR INC.	2,299	53.14	122,168.86
CB RICHARD ELLIS GROUP INC-A	4,104	12.19	50,027.76
CELGENE CORP	285	53.58	15,270.30
CHESAPEAKE ENERGY CORP	12,836	28.30	363,258.80
CIENA CORP	8,392	16.21	136,034.32
CINTAS CORP	5,258	28.35	149,064.30
CISCO SYSTEMS INC.	815	22.80	18,582.00
CITRIX SYSTEMS INC	4,701	36.14	169,894.14
CLOROX CO.	4,304	58.77	252,946.08
COCA-COLA CO.	5,860	52.58	308,118.80
COLGATE-PALMOLIVE CO.	1,506	76.36	114,998.16
COMERICA INC.	4,436	29.44	130,595.84
CONSOLIDATED EDISON INC.	2,167	40.97	88,781.99
CONSTELLATION BRANDS INC-A	4,611	15.71	72,438.81
CONSTELLATION ENERGY GROUP	4,875	32.76	159,705.00
DANAHER CORP.	1,051	67.76	71,215.76
DARDEN RESTAURANTS INC.	2,341	35.08	82,122.28
DAVITA INC	6,462	56.42	364,586.04
DEERE & CO.	1	45.39	45.39
DENBURY RESOURCES INC	8,205	15.10	123,895.50
DR PEPPER SNAPPLE GROUP INC	2,507	27.48	68,892.36
DUKE ENERGY CORP	450	15.72	7,074.00
DUN & BRADSTREET CORP	2,729	73.83	201,482.07
EATON CORP.	1,760	57.87	101,851.20
EL PASO CORPORATION	27,070	10.52	284,776.40
EMERSON ELECTRIC CO.	3,416	40.06	136,844.96
ENTERGY CORP.	1,066	80.21	85,503.86
EQT CORP	3,991	42.09	167,981.19
EQUITY RESIDENTIAL	3,452	31.25	107,875.00
EXPEDIA INC	2,740	24.90	68,226.00
EXPEDITORS INTL US	4,124	35.96	148,299.04
FIFTH THIRD BANCORP	7,046	9.85	69,403.10
FIRST HORIZON NATIONAL CORP	4,333	13.78	59,708.74
FISERV INC	4,980	49.06	244,318.80
FLIR SYSTEM INC	1,946	27.80	54,098.80
FORTUNE BRANDS INC.	974	43.33	42,203.42
FREEMONT MCMORAN COPPER AND GO	1,344	71.09	95,544.96
FRONTIER COMMUNICATIONS CORP	5,995	7.29	43,703.55

GENERAL ELECTRIC CO.	4,705	17.00	79,985.00
GENERAL MILLS INC.	4,440	63.80	283,272.00
GENWORTH FINANCIAL INC-CL A	6,646	12.80	85,068.80
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,095	183.64	201,085.80
GOODRICH B F CO.	1,486	55.49	82,458.14
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO.	2,514	16.86	42,386.04
HARTFORD FINANCIAL SVCS GROUP	7,466	26.85	200,462.10
HJ HEINZ CO	3,483	39.97	139,215.51
HOME DEPOT INC.	107	27.35	2,926.45
HOSPIRA INC	1,626	44.00	71,544.00
HUNTINGTON BANCSHARES INC.	11,467	4.37	50,110.79
INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRA	3,842	38.07	146,264.94
INTL GAME TECHNOLOGY	520	21.25	11,050.00
INTUIT INC	2,321	27.80	64,523.80
IRON MOUNTAIN INC	3,106	27.12	84,234.72
JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	3,041	53.78	163,544.98
JPMORGAN CHASE & CO	5,323	45.06	239,854.38
JUNIPER NETWORKS INC	433	26.88	11,639.04
KELLOGG CO.	2,988	49.30	147,308.40
KEYCORP	5,558	6.70	37,238.60
KING PHARMACEUTICALS INC	24,764	10.54	261,012.56
KLA TENCOR CORP	5,550	35.65	197,857.50
LABORATORY CRP OF AMER HLDGS	3,327	66.54	221,378.58
LEGG MASON INC	6,282	31.01	194,804.82
LEUCADIA NATIONAL CORP	8,736	25.21	220,234.56
LIFE TECHNOLOGIES CORP	2,250	46.86	105,435.00
LINCOLN NATIONAL CORP.	7,681	24.93	191,487.33
LINEAR TECHNOLOGY	1	27.52	27.52
LOEWS CORP	14,471	34.28	496,065.88
LOWE'S COMPANIES INC.	3,101	21.53	66,764.53
MACY'S INC	1,619	18.43	29,838.17
MARSHALL & ILSLEY CORP	1,569	8.57	13,446.33
MASTERCARD INC-CLASS A	31	219.39	6,801.09
MBIA INC	8,682	7.75	67,285.50
MCDONALD'S CORP.	2,008	55.54	111,524.32
MEMC ELECTRONIC MATERIALS	1,513	18.34	27,748.42
MEREDITH CORP.	1,813	30.54	55,369.02
METROPCS COMMUNICATIONS INC	977	10.00	9,770.00
MONSANTO CO	2,018	77.42	156,233.56
MORGAN STANLEY	6,026	32.03	193,012.78
NABORS INDUSTRIES INC	7,914	20.50	162,237.00
NASDAQ OMX GROUP/THE	3,440	21.94	75,473.60
NETAPP INC US	3,151	26.27	82,776.77
NEWS CORP - CL A	6,950	11.93	82,913.50
NORTHEAST UTILITIES	6,092	23.78	144,867.76
NOVELL INC	1,303	4.73	6,163.19
NVIDIA CORP	2,375	14.94	35,482.50
ORACLE CORP	1,382	21.13	29,201.66

	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	5,380	36.31	195,347.80	
	PACCAR INC.	599	37.80	22,642.20	
	PARKER HANNIFIN CORP.	911	53.06	48,337.66	
	PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	18,325	15.81	289,718.25	
	PG&E CORPORATION	1,300	41.06	53,378.00	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,673	45.98	76,924.54	
	PPG INDUSTRIES INC.	2,539	59.05	149,927.95	
	PRAXAIR INC.	374	80.22	30,002.28	
	PRECISION CASTPARTS CORP	2,246	101.63	228,260.98	
	PROCTER & GAMBLE CO.	1,768	57.25	101,218.00	
	PROGRESS ENERGY INC	548	39.25	21,509.00	
	PROLOGIS	9,704	12.73	123,531.92	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	5,682	49.30	280,122.60	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	1,535	53.28	81,784.80	
	RANGE RESOURCES CORP	2,552	51.69	131,912.88	
	REGIONS FINANCIAL CORP.	9,805	6.57	64,418.85	
	REPUBLIC SERVICES INC	1,950	26.79	52,240.50	
	REYNOLDS AMERICAN INC	877	44.85	39,333.45	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,251	44.06	55,119.06	
	ROCKWELL COLLINS	5,486	50.38	276,384.68	
	SANDISK CORP	5,111	22.58	115,406.38	
	SCRIPPS NETWORKS INTER-CL A	99	37.11	3,673.89	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	2,427	69.98	169,841.46	
	SLM CORP	8,109	8.63	69,980.67	
	SOUTHERN CO.	5,054	31.81	160,767.74	
	SOUTHWESTERN ENE US	5,394	42.81	230,917.14	
	STAPLES INC.	2,627	22.79	59,869.33	
	STERICLYCLE INC	1,086	47.61	51,704.46	
	SUNTRUST BANKS	2,569	23.43	60,191.67	
	SYMANTEC CORP	17,965	15.50	278,457.50	
	TEXTRON INC.	5,846	19.20	112,243.20	
	TIME WARNER CABLE	2,566	42.08	107,977.28	
	VALERO ENERGY CORP	2,534	19.82	50,223.88	
	VIACOM INC-CLASS B	348	27.36	9,521.28	
	VORNADO REALTY TRUST	3,409	66.51	226,732.59	
	VULCAN MATERIALS CO.	2,217	55.54	123,132.18	
	WELLS FARGO & CO.	2,108	28.76	60,626.08	
	WEYERHAEUSER CO.	4,719	38.13	179,935.47	
	XL CAPITAL LTD -CLASS A	5,062	16.39	82,966.18	
	ZIONS BANCORPORATION	2,019	18.64	37,634.16	
小計		572,705		16,426,479.00	
				(1,498,916,208)	
合計		572,705		1,498,916,208	
				(1,498,916,208)	

（注1）通貨の表示については、その通貨の表記単位で表示しています。

（注2）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額であります。

（注3）合計欄は邦貨額で表示しており、（ ）内は外貨建有価証券の邦貨換算額を内書しています。

（注4）外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式（買建）122銘柄 株式（売建）142銘柄	100.0%	100.0%

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(2)注記表（デリバティブ取引等関係に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

以下は、平成21年9月30日現在のファンドの純資産計算書です。

【純資産額計算書】

資産総額	121,021,624円
負債総額	77,780円
純資産総額（ - ）	120,943,844円
発行済数量	139,432,444口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8674円

（参考情報）親投資信託受益証券の現況

ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンドの純資産額計算書

資産総額	3,128,540,335円
負債総額	1,485,942,425円
純資産総額（ - ）	1,642,597,910円
発行済数量	1,409,508,589口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1654円

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期	526,371,645	39,013,788
第2期	11,287,989	111,623,286
第3期	18,485,400	33,859,956
第4期	7,536,513	74,192,446
第5期	17,142,241	69,866,636
第6期	164,564,624	173,410,398
第7期	26,074,676	20,897,590
第8期	456,395	36,484,931
第9期	381,270	15,537,017
第10期	359,188	36,666,052
第11期	278,554	15,637,312
第12期	273,085	4,494,833
第13期	315,641	3,006,000
第14期	371,981	235,439
第15期	161,844	64,157
第16期	463,848	114,138

（注1）第1期計算期間の設定数量は、当初募集期間中の設定数量を含みます。

（注2）本邦外における設定、解約の実績はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

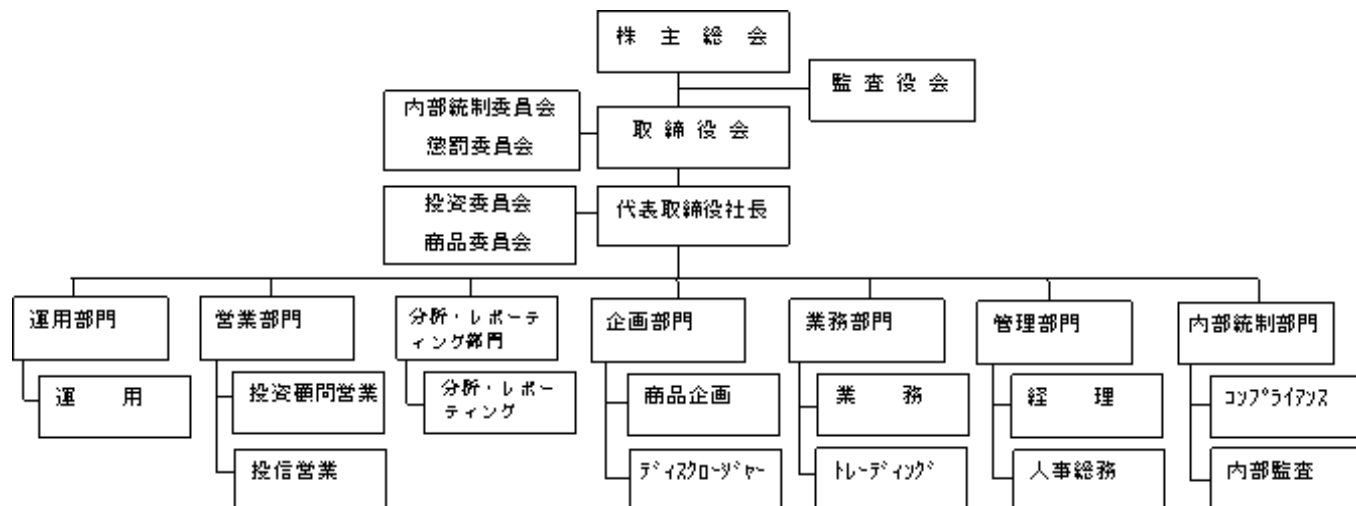
(1) 資本金の額等

平成21年9月30日現在の委託会社の資本金の額：	1,030,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	6,400株
発行済株式総数：	4,100株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：	平成16年12月21日に150,000,000円の増資 平成17年11月29日に25,000,000円の増資 平成18年12月7日に150,000,000円の増資 平成19年11月30日に250,000,000円の増資

(2) 委託会社等の機構

平成21年9月30日現在、委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上5名以内、監査役は3名以上4名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により会長、社長、副社長、専務取締役および常務取締役を選任することができます。

組織図



投資運用の意思決定機構

1. 投資委員会において、国内外の経済見通し、市況見通しの検討を行い、運用方針および各ファンドの運用計画を決定いたします。

投資委員会は、代表取締役社長、運用部門責任者、内部統制部門責任者、その他代表取締役社長に指名された者で構成し、原則として月次で開催されます。

2. 運用部門のファンドマネジャーは、定められた運用方針・運用計画に基づいて、資産配分・銘柄

柄選択を決定し売買に関する指図をいたします。

3. 投資委員会において、運用実績・パフォーマンスを評価分析し、必要に応じて運用方針・運用計画の見直しを行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年9月30日現在、委託会社が、運用する投資信託（総ファンド数46本、純資産総額74,221百万円。ただし、親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	44	73,517
単位型株式投資信託	2	705
合計	46	74,221

純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の改定により「金融商品取引事業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第9期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人、第10期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、公認会計士法の定める監査法人の種類変更により、平成20年7月1日付で新日本有限責任監査法人へ名称変更しております。

財務諸表

(1)【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	756,021	446,666
前払費用	9,854	11,131
未収委託者報酬	62,409	53,764
未収収益	24,182	35,865
立替金	33,942	25,573
未収消費税等		10,507
その他	6,595	34
流動資産合計	893,005	583,544
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1 12,801	10,540
器具備品（純額）	*1 4,021	3,130
リース資産（純額）	*1	1,600
有形固定資産合計	16,822	15,271
無形固定資産		
ソフトウェア	*1 464	261
電話加入権	1,294	1,294
無形固定資産合計	1,758	1,556
投資その他の資産		
長期差入保証金	47,760	22,760
長期前払費用	2,306	1,701
投資その他の資産合計	50,066	24,462
固定資産合計	68,648	41,290
資産合計	961,653	624,834
負債の部		

流動負債		
預り金	15,170	16,501
未払金	28,643	24,235
未払手数料	31,358	24,057
リース債務		560
未払費用	3,778	1,743
未払委託調査費	78,368	45,823
未払法人税等	1,637	2,268
前受収益	355	815
役員賞与引当金	1,500	
流動負債合計	160,811	116,005
固定負債		
リース債務		1,143
長期未払金	2,666	2,666
長期前受収益	4,868	3,593
固定負債合計	7,535	7,403
負債合計	168,346	123,409
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金	250,000	
資本剰余金合計	250,000	
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	486,693	528,574
利益剰余金計	486,693	528,574
株主資本合計	793,306	501,425
純資産合計	793,306	501,425
負債・純資産合計	961,653	624,834

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	(自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	994,998	571,325
投資助言報酬		5,491
運用受託報酬	109,028	88,786
投資兼業報酬		11,983
その他営業収益	45,952	
営業収益合計	1,149,979	677,587
営業費用		
支払手数料	365,681	221,224

広告宣伝費	8,259	4,178
調査費	46,150	46,275
委託調査費	316,269	132,586
図書費	788	624
委託計算費	1,744	1,742
通信費	4,882	9,161
印刷費	19,478	10,075
諸会費	1,363	1,768
営業費用合計	764,617	427,638
一般管理費		
給料・手当	367,764	274,503
役員報酬	40,684	14,142
賞与	9,733	891
役員賞与引当金繰入額	1,500	
租税公課	3,160	3,097
不動産賃借料	32,830	34,070
退職給付費用	10,507	7,703
固定資産減価償却費	4,055	4,612
消耗器具備品費	11,262	4,489
機器賃借料	65,736	63,871
法律専門家報酬	6,767	811
新人採用費	18,862	7,160
諸経費	95,101	111,413
一般管理費合計	667,874	526,766
営業損失	282,512	276,818
営業外収益		
受取利息	0	0
その他営業外収益	*1 0	1,108
営業外収益合計	0	1,109
営業外費用		
為替差損	3,249	65
株式交付費償却	1,817	
その他営業外費用	*2 1,220	1,876
営業外費用合計	6,286	1,942
経常損失	288,798	277,651
特別利益		
賞与引当金戻入額	1,390	
特別利益合計	1,390	
特別損失		
固定資産廃棄損		130
特別退職加算金	20,000	13,002
リース会計基準の適用に伴う影響額		147
特別損失合計	20,000	13,280
税引前当期純損失	307,407	290,931
法人税、住民税及び事業税	950	950
当期純損失	308,357	291,881

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	780,000	1,030,000
当期変動額		
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	250,000	-
当期末残高	1,030,000	1,030,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
資本剰余金合計		-
前期末残高	770,000	250,000
当期変動額		
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
新株の発行	250,000	-
当期変動額合計	520,000	250,000
当期末残高	250,000	-
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-
資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期変動額合計	461,642	41,881
当期末残高	486,693	528,574
利益剰余金合計		
前期末残高	948,335	486,693
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
繰越利益剰余金補填	770,000	-

資本準備金の取崩（欠損填補）	-	250,000
当期末変動額合計	461,642	41,881
当期末変動額	486,693	528,574
株主資本合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425
純資産合計		
前期末残高	601,664	793,306
当期変動額		
当期純損失	308,357	291,881
新株の発行	500,000	-
当期変動額合計	191,642	291,881
当期末残高	793,306	501,425

重要な会計方針

	第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左</p> <p>(2) 無形固定資産 同 左</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
2. 繰延資産の処理方法	株式交付費 支払時に全額費用処理しております。	_____
3. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	_____

4. 引当金の計上基準	役員賞与引当金 役員の賞与の支払いに備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。	_____
5. リース取引の処理	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	_____
6. その他財務諸表作成のための重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同 左

会計方針の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(固定資産の減価償却の方法) 法人税法改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。	_____
_____	(リース取引に関する会計基準) 当会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号)を適用しております。これによる損益への影響は軽微であります。 また、財務諸表等規則の改正により、有形固定資産が1,600千円、流動負債が560千円、固定負債が1,143千円増加しております。

表示方法の変更

第9期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

<p>前事業年度まで「投資顧問料」として表示していたものは、当事業年度から「運用受託報酬」と表示しております。</p> <p>前事業年度まで「法人税等」として表示していたものは、当事業年度から「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。</p>	<p>_____</p>
<p>_____</p>	<p>「未収消費税等」は、前事業年度において流動資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、資産の総額の100分の1を超えたため、区分掲記することといたしました。なお、前事業年度の流動資産の「その他」に含まれている「未収消費税等」の金額は6,546千円であります。</p>
<p>_____</p>	<p>前事業年度までは「その他営業収益」として表示していたものは、当事業年度から「投資兼業報酬」として表示しております。</p>

追加情報

<p>第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>
<p>法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。この変更による損益への影響額は軽微であります。</p>	<p>_____</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

<p>第9期 （平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （平成21年3月31日）</p>
<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>（1）有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 8,504千円</p> <p>器具備品 5,219千円</p> <p>（2）無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウエア 3,760千円</p>	<p>*1 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。</p> <p>（1）有形固定資産の減価償却累計額</p> <p>建物附属設備 10,764千円</p> <p>器具備品 5,851千円</p> <p>リース資産 548千円</p> <p>（2）無形固定資産の減価償却累計額</p> <p>ソフトウエア 3,962千円</p>

（損益計算書関係）

<p>第9期 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）</p>	<p>第10期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）</p>

	*1 その他営業外収益 賃借料過剰請求による戻り額 435千円 消費税確定還付加算金 93千円 その他営業外収益 580千円
*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,220千円	*2 その他営業外費用 業務処理過誤により発生した費用 1,347千円 立替印刷費誤算回収不能額 437千円

（株主資本等変動計算書関係）

第9期会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	3,100	1,000		4,100
合 計	3,100	1,000		4,100

（注）平成19年11月30日に、株主割当の方法による新株式1,000株を発行いたしました。

第10期会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	4,100			4,100
合 計	4,100			4,100

（リース取引関係）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引 （1）リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に よっているもの）

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却 累計額 相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
器具備品	3,292	1,143	2,148
ソフトウェア	8,400	7,560	840
合計	11,692	8,703	2,988

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	1,432千円
1年超	1,704千円
合計	3,137千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	3,218千円
減価償却費相当額	2,921千円
支払利息相当額	168千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額
を利息相当額とし、各期への配分方法については、利
息法によっております。

(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零
として算定する方法によっております。

(有価証券関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

(デリバティブ取引関係)

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同 左

（退職給付関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 10,507千円 退職給付費用 10,507千円 他に特別退職加算金20,000千円を計上して おります。</p>	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同 左</p> <p>2．退職給付費用に関する事項 確定拠出年金への掛金支払額 7,703千円 退職給付費用 7,703千円 他に特別退職加算金13,002千円を計上して おります。</p>

（税効果会計関係）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 129,623</p> <p>未払保険料否認 598</p> <p>未払賞与否認 3,961</p> <p>役員賞与引当金否認 610</p> <p>未払事業税否認 279</p> <p>確定退職金未払否認 1,085</p> <p>減価償却超過額否認 603</p> <p>繰延税金資産小計 136,762</p> <p>評価性引当金 (136,762)</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>	<p>1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な 原因別内訳 (単位：千円)</p> <p>繰延税金資産</p> <p>繰越欠損金 54,233</p> <p>未払事業税否認 536</p> <p>確定退職金未払否認 6,377</p> <p>減価償却超過額否認 616</p> <p>繰延税金資産小計 61,764</p> <p>評価性引当金 (61,764)</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金負債 -</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失を計上したため、記載しておりません。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 同 左
---	--

（関連当事者情報）

第9期（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は出 資 金	事業の 内容又は職 業	議決権 等の所有（被 所有） 割合	関係取引		取引の 内容	取 引 金 額	科目	期末残 高
						役員の 兼任等	事業上 の兼任 等				
親会 社	日本ア シ ア ホール デ ィ ン グ ス 株式 会社	東京 都 千代 田 区	2,641 百万 円	国内 外 の 企 業 へ の 投 資 及 び 経 営 管 理	被 所 有 直 接 100%	1 名	経 営 管 理	株 主 割 当 増 資	500,000 千 円		

第10期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第9期 （自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日）	第10期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）
1株当たり純資産額 193,489円48銭 1株当たり当期純損失金額 89,743円15銭	1株当たり純資産額 122,298円89銭 1株当たり当期純損失金額 71,190円58銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 308,357千円 普通株式に係る当期純損失 308,357千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 3,436株	同 左 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎 損益計算書上の当期純損失 291,881千円 普通株式に係る当期純損失 291,881千円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 4,100株

（重要な後発事象）

第9期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第10期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
<p>当社は、平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議しました。</p> <p>1.減少する資本準備金の額 250,000千円 2.資本準備金減少スケジュール 定時株主総会決議日 平成20年6月23日 資本準備金の額の減少がその効力を生ずる日 平成20年6月30日</p>	<p>該当事項はありません。</p>

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託会社

名称

株式会社りそな銀行

資本金の額（平成21年9月30日現在）

279,928百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円（平成21年9月30日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき、信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (平成21年9月30日現在)	事業の内容
株式会社りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社埼玉りそな銀行	70,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,477百万円	

日興コーディアル証券株式会社は、平成21年10月1日現在の資本金の額を記載しております。

(3)投資顧問会社

名称

アナリティック・インベスターズ・エルエルシー

資本金の額(平成21年9月30日現在)

830万米ドル

事業の内容

内外の有価証券等に係る投資運用業およびその業務に付随する業務を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図、連絡等を行います。なお、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について、再信託受託会社に委託しております。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、投資信託受益権の取扱い、解約の実行の請求の受付、収益分配金の再投資、収益分配金、償還金および解約金の支払い等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドの投資対象である「ユナイテッド米国株式マーケット・ニュートラル・マザーファンド」の運用について、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、投資判断、発注等を行います。

3 【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 交付目論見書及び請求目論見書は、その別称としてそれぞれ「投資信託説明書（交付目論見書）」、「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙にロゴマークや図案を採用すること、またファンドの形態などを記載することがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載することがあります。
- (3) 目論見書に用語解説等を掲載することがあります。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンドの基本情報」として冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書の巻末に約款を掲載し、届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、届出書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「運用の状況（概要）」として記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に請求目論見書および約款を添付することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年5月13日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成20年9月23日から平成21年3月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成21年3月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月9日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員

業務執行社員 公認会計士 小西文夫

代表社員

業務執行社員 公認会計士 樽本修平

業務執行社員 公認会計士 久保隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第9期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成20年6月9日開催の取締役会において、欠損填補のための資本準備金減少を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月20日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小西 文夫 印指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマーケット・ニュートラルの平成21年3月24日から平成21年9月24日までの第16期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マーケット・ニュートラルの平成21年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ユナイテッド投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月10日

ユナイテッド投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小西 文夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ユナイテッド投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。